

電力広域的運営推進機関 業務規程 新旧対照表（案）

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
平成27年4月1日施行 令和___年___月___日変更	平成27年4月1日施行 令和___年___月___日変更
<p style="text-align: center;">業務規程</p> <p>電力広域的運営推進機関</p>	<p style="text-align: center;">業務規程</p> <p>電力広域的運営推進機関</p>

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
(変更履歴)	(変更履歴)
平成27年4月1日施行	平成27年4月1日施行
平成27年4月28日変更	平成27年4月28日変更
平成27年8月31日変更	平成27年8月31日変更
平成28年4月1日変更	平成28年4月1日変更
平成28年7月11日変更	平成28年7月11日変更
平成29年4月1日変更	平成29年4月1日変更
平成29年9月6日変更	平成29年9月6日変更
平成30年4月1日変更	平成30年4月1日変更
平成30年6月29日変更	平成30年6月29日変更
平成30年10月1日変更	平成30年10月1日変更
平成31年4月1日変更	平成31年4月1日変更
令和元年7月1日変更	令和元年7月1日変更
令和2年2月1日変更	令和2年2月1日変更
令和2年7月8日変更	令和2年7月8日変更
令和2年10月1日変更	令和2年10月1日変更
	令和年月日変更

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
(用語)	(用語)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 (略)	2 (略)
一～十 (略)	一～十 (略)
十一 「周波数調整」とは、一般送配電事業者たる会員が、法第26条第1項に基づき、供給区域の周波数の維持に努めるため、需要に応じた電気の供給量を調整する業務をいう。	十一 「周波数調整」とは、法第26条第1項の規定により、一般送配電事業者たる会員が、供給区域の周波数の維持に努めるため、需要に応じた電気の供給量を調整する業務をいう。
十二～十九 (略)	十二～十九 (略)
二〇 (略)	二十一 (略)
二一 (略)	二十二 (略)
二二 (略)	二十三 (略)
二三 (略)	二十四 (略)
二四 (略)	二十五 (略)
二五 (略)	二十六 (略)
二六 (略)	二十七 (略)
二七 (略)	二十八 (略)
二八 (略)	二十九 (略)
二九 (略)	三十 (略)
三〇 (略)	三十一 (略)
三一 (略)	三十二 (略)
三二 (略)	三十三 (略)
三三 (略)	三十四 (略)
三四 (略)	三十五 (略)
三五 (略)	三十六 「翌日取引」とは、一般社団法人日本卸電力取引所(以下「卸電力取引所」という。)が運営する翌日受渡しの電気の取引をいう。
三六 「前日スポット取引」とは、一般社団法人日本卸電力取引所(以下「卸電力取引所」という。)が運営する翌日受渡しの電気の取引をいう。	三十七 (略)
三七 (略)	三十八 (略)
三八 (略)	三十九 (略)
三九 (略)	四十 (略)
四十 (略)	四十一 (略)
四一 (略)	四十二 (略)
四二 (略)	四十三 「間接送電権」とは、卸電力取引所が運営する翌日取引において、市場分断が発生した場合に、供給区域間の約定価格の差を精算する商品をいう。
四三 「間接送電権」とは、卸電力取引所が運営する前日スポット取引において、市場分断が発生した場合に、供給区域間の約定価格の差を精算する商品をいう。	四十四 (略)
四四 (略)	
(情報の管理)	(情報の管理)
第8条 (略)	第8条 (略)
一～三 (略)	一～三 (略)
四 法人等から本機関への出向者(以下「出向者」という。)の出向元と本機関が締結する出向協定書等において、出向者が出向元に復帰した後、別紙2-1に定める職員行動規範第2条に反する行為をしたときの当該出向者への処分に関する事項等を定める。	四 法人等から本機関への出向者(以下「出向者」という。)の出向元と本機関が締結する出向協定書等において、出向者が出向元に復帰した後、別紙2-1に定める職員行動規範第2条の規定に反する行為をしたときの当該出向者への処分に関する事項等を定める。
2 (略)	2 (略)

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
3 本機関は、役員又は職員が業務上作成又は取得した文書について、公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)第11条第1項から第3項の規定に準じた適正な管理及び公表を行う。 (事務局) 第10条 (略) 2 事務局は、理事長が法第28条の28に基づき任命する職員等で構成する。 3~6 (略) 7 各部等及び広域運用センターの業務分掌は、別表2-1の通りとする。 8 (略)	3 本機関は、役員又は職員が業務上作成又は取得した文書について、公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)第11条第1項から第3項までの規定に準じた適正な管理及び公表を行う。 (事務局) 第10条 (略) 2 事務局は、法第28条の28の規定により、理事長が任命する職員等で構成する。 3~6 (略) 7 各部等及び広域運用センターの業務分掌は、別表2-1のとおりとする。 8 (略)
別紙2-1:職員行動規範 第8条 職員は、法第28条の30に基づき、刑法(明治40年法律第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する者とみなされることを踏まえ、国家公務員倫理規程(平成12年政令第101号)その他の法令を踏まえ、業務上、業務外を問わず、適切に行動しなければならない。	別紙2-1:職員行動規範 第8条 職員は、法第28条の30の規定により、刑法(明治40年法律第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する者とみなされることを踏まえ、国家公務員倫理規程(平成12年政令第101号)その他の法令を踏まえ、業務上、業務外を問わず、適切に行動しなければならない。
(職員等の確保等に関する中長期方針) 第15条 本機関は、前3条を踏まえ役職員の登用、確保及び配置・育成に関する中長期的な方針を定期的に定める。	(職員等の確保等に関する中長期方針) 第15条 本機関は、前3条の規定を踏まえ、役職員の登用、確保及び配置・育成に関する中長期的な方針を定期的に定める。
(需要想定及び需要想定要領の検証) 第20条 (略) 2 本機関は、前項に基づき提出を受けた情報その他の本機関が業務を通じて得た情報及び知見に基づき、次の各号に掲げる事項について、過去の需要想定及び需要想定要領の検証を行う。 一~四 (略)	(需要想定及び需要想定要領の検証) 第20条 (略) 2 本機関は、前項の規定により提出を受けた情報その他の本機関が業務を通じて得た情報及び知見に基づき、次の各号に掲げる事項について、過去の需要想定及び需要想定要領の検証を行う。 一~四 (略)
(全国の経済見通しの策定) 第22条 (略) 2 本機関は、前項に基づいて策定した経済見通しを、毎年11月末日までに公表する。	(全国の経済見通しの策定) 第22条 (略) 2 本機関は、前項の規定により策定した経済見通しを、毎年11月末日までに公表する。
(全国の需要想定の策定) 第23条 (略) 2 (略) 3 本機関は、前項の確認の結果、供給区域需要の想定が妥当でないと認めたときは、当該供給区域の一般送配電事業者たる会員に対して、期限を示した上で、供給区域需要の想定の見直し及び見直後の需要想定の提出を求める。本機関は、見直後の需要想定の提出を受けた場合には、前項に準じて、その妥当性を確認する。 4 本機関は、毎年1月末日までに、第2項及び第3項において妥当性を確認した全ての供給区域需要の想定の合計からなる全国の需要想定を策定する。 5 (略)	(全国の需要想定の策定) 第23条 (略) 2 (略) 3 本機関は、前項の確認の結果、供給区域需要の想定が妥当でないと認めたときは、当該供給区域の一般送配電事業者たる会員に対して、期限を示した上で、供給区域需要の想定の見直し及び見直し後の需要想定の提出を求める。本機関は、見直し後の需要想定の提出を受けた場合には、前項の規定に準じて、その妥当性を確認する。 4 本機関は、毎年1月末日までに、第2項及び第3項の規定において妥当性を確認した全ての供給区域需要の想定の合計からなる全国の需要想定を策定する。 5 (略)
(供給計画の取りまとめ及び検討) 第24条 本機関は、法第29条第2項に基づき、供給計画(法第29条第1項に基づき会員が経済産業大臣に届け出なければならない供給計画をいう。以下同じ。)の取りまとめ及び検討の業務を行う。	(供給計画の取りまとめ及び検討) 第24条 本機関は、法第29条第2項の規定により、供給計画(法第29条第1項の規定により会員が経済産業大臣に届け出なければならない供給計画をいう。以下同じ。)の取りまとめ及び検討の業務を行う。
(供給計画の案に基づく調整) 第26条 本機関は、前条に基づき提出を受けた供給計画の案について、需給バランスの確保、周波数	(供給計画の案に基づく調整) 第26条 本機関は、前条の規定により提出を受けた供給計画の案について、需給バランスの確保、周

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
<p>の維持、適切な流通設備形成の観点その他送配電等業務指針に定める事項を考慮の上、その内容を確認し、必要に応じ、会員に対し、期限を示した上で、供給計画の案の見直し及び<u>見直し</u>後の供給計画の案の再提出を求める。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、第1項の確認に当たり、会員の流通設備の整備計画（以下「流通設備計画」という。）について、第51条第1号に該当し計画策定プロセス（第50条に定める。）に関する検討が必要と認めるときは、同条に基づき同プロセスを開始する。</p>	<p>波数の維持、適切な流通設備形成の観点その他送配電等業務指針に定める事項を考慮の上、その内容を確認し、必要に応じ、会員に対し、期限を示した上で、供給計画の案の見直し及び<u>見直し</u>後の供給計画の案の再提出を求める。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、第1項の確認において、会員の流通設備の整備計画（以下「流通設備計画」という。）について、第51条第1号の規定に該当すると認めるときは、第6章第3節に定める計画策定プロセスを開始する。</p>
<p>(供給計画の取りまとめ等)</p> <p>第28条 本機関は、会員から供給計画の提出を受けたときは、法第29条第2項に基づき、経済産業省令に定める事項を取りまとめる。この場合、本機関は、必要に応じ、供給計画を提出した会員に対して、その根拠及び考え方を聴取することができる。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(供給計画の取りまとめ等)</p> <p>第28条 本機関は、会員から供給計画の提出を受けたときは、法第29条第2項の規定により、経済産業省令に定める事項を取りまとめる。この場合、本機関は、必要に応じ、供給計画を提出した会員に対して、その根拠及び考え方を聴取することができる。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(供給計画の送付及び公表等)</p> <p>第29条 本機関は、前条第1項及び第2項の結果を踏まえ取りまとめた供給計画に意見があるときは、次の各号に掲げる検討結果を反映の上、経済産業省令で定めるところにより、意見を付して、毎年3月末日までに、経済産業大臣に送付する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(供給計画の送付及び公表等)</p> <p>第29条 本機関は、前条の規定により取りまとめた供給計画に意見があるときは、次の各号に掲げる検討結果を反映の上、経済産業省令で定めるところにより、意見を付して、毎年3月末日までに、経済産業大臣に送付する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(年度途中に電気事業者になった場合の供給計画の提出等)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 本機関は、前項により会員から供給計画を受け取ったときは、前2条に準じ、検討を行い、意見があるときは当該意見を付して、速やかに経済産業大臣に送付する。</p>	<p>(年度途中に電気事業者になった場合の供給計画の提出等)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 本機関は、前項の規定により会員から供給計画を受け取ったときは、前2条の規定に準じて検討を行い、意見があるときは当該意見を付して、速やかに経済産業大臣に送付する。</p>
<p>(供給計画の変更)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 本機関は、前項により会員から変更した供給計画の変更した事項を受け取ったときは、第28条及び第29条に準じ、検討を行い、意見があるときは当該意見を付して、速やかに経済産業大臣に送付する。</p>	<p>(供給計画の変更)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 本機関は、前項の規定により会員から変更した供給計画の変更した事項を受け取ったときは、第28条及び第29条の規定に準じて検討を行い、意見があるときは当該意見を付して、速やかに経済産業大臣に送付する。</p>
<p>(供給計画等に関する情報の共有)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 本機関は、供給計画に記載された発電所の建設計画に係る情報のうち、一般送配電事業者及び送電事業者たる会員による適切な流通設備計画の立案のために必要と考えられる情報を、当該一般送配電事業者及び送電事業者たる会員に共有する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(供給計画等に関する情報の共有)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 本機関は、供給計画に記載された発電所の建設計画及び休廃止計画に係る情報のうち、一般送配電事業者及び送電事業者たる会員による適切な流通設備計画の立案のために必要と考えられる情報を、当該一般送配電事業者及び送電事業者たる会員に共有する。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(容量オークション)</p> <p>第32条の2 本機関は、法第28条の40第5号に基づき、容量市場において、沖縄地域及びその他地域の離島を除く全国、並びに供給区域ごとの需要に対して、必要となる供給力（以下「必要供給力」という。）を確実に維持し提供することを約する電気供給事業者（以下「容量提供事業者」という。）を募集するため、次の各号に掲げる入札（以下総称して「容量オークション」という。）を実施する。</p>	<p>(容量オークション)</p> <p>第32条の2 本機関は、法第28条の40第1項第5号の規定により、容量市場において、沖縄地域及びその他地域の離島を除く全国、並びに供給区域ごとの需要に対して、必要となる供給力（以下「必要供給力」という。）を確実に維持し提供することを約する電気供給事業者（以下「容量提供事業者」という。）を募集するため、次の各号に掲げる入札（以下総称して「容量オークション」という。）を実施する。</p>

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
一・二 (略) (事業者情報の登録申込みの審査及び登録完了の通知) 第32条の7 (略) 2 本機関は、前項に基づき審査を行った結果、受け付けた登録申込みの内容が適切と認められた場合は、容量市場システムへ登録するとともに、登録が完了した旨及び容量市場システムへのログインに必要な情報を市場参加資格事業者へ通知する。 3 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた登録申込みの内容が不適切と認められた場合は、その理由を市場参加資格事業者に通知し、容量市場システムへの登録は行わない。本機関は、市場参加資格事業者から事業者情報の登録の再申込みを受けたときは、再度、第1項に準じ審査を行う。	一・二 (略) (事業者情報の登録申込みの審査及び登録完了の通知) 第32条の7 (略) 2 本機関は、前項の規定により審査を行った結果、受け付けた登録申込みの内容が適切と認められた場合は、容量市場システムへ登録するとともに、登録が完了した旨及び容量市場システムへのログインに必要な情報を市場参加資格事業者へ通知する。 3 本機関は、第1項の規定により審査を行った結果、受け付けた登録申込みの内容が不適切と認められた場合は、その理由を市場参加資格事業者に通知し、容量市場システムへの登録は行わない。本機関は、市場参加資格事業者から事業者情報の登録の再申込みを受けたときは、再度、第1項の規定に準じて審査を行う。
(電源等情報の審査及び登録完了の通知) 第32条の9 (略) 2 (略) 3 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた電源等情報の内容が適切と認められた場合は、容量市場システムへ登録するとともに、電源等情報の登録が完了した旨を通知する。 4 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた電源等情報の内容が不適切と認められた場合は、その理由を市場参加資格事業者に通知し、容量市場システムへの登録は行わない。本機関は、市場参加資格事業者から電源等情報の登録の再申込みを受けたときは、再度、第1項に準じ審査を行う。	(電源等情報の審査及び登録完了の通知) 第32条の9 (略) 2 (略) 3 本機関は、第1項の規定により審査を行った結果、受け付けた電源等情報の内容が適切と認められた場合は、容量市場システムへ登録するとともに、電源等情報の登録が完了した旨を通知する。 4 本機関は、第1項の規定により審査を行った結果、受け付けた電源等情報の内容が不適切と認められた場合は、その理由を市場参加資格事業者に通知し、容量市場システムへの登録は行わない。本機関は、市場参加資格事業者から電源等情報の登録の再申込みを受けたときは、再度、第1項の規定に準じて審査を行う。
(市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の審査及び変更又は取消完了の通知) 第32条の11 (略) 2 (略) 3 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の申込内容が適切と認められた場合は、必要な変更又は取消の手続きを行う。 4 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の申込内容が不適切と認められた場合は、その理由を当該市場参加資格事業者に通知し、容量市場システムへの登録は行わない。本機関は、市場参加資格事業者から市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の再申込みを受けたときは、再度、第1項に準じ審査を行う。	(市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の審査及び変更又は取消完了の通知) 第32条の11 (略) 2 (略) 3 本機関は、第1項の規定により審査を行った結果、受け付けた市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の申込内容が適切と認められた場合は、必要な変更又は取消の手続きを行う。 4 本機関は、第1項の規定により審査を行った結果、市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の申込内容が不適切と認められた場合は、その理由を当該市場参加資格事業者に通知し、容量市場システムへの登録は行わない。本機関は、市場参加資格事業者から市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の再申込みを受けたときは、再度、第1項の規定に準じて審査を行う。
(メインオークション募集要綱の策定及び公表) 第32条の12 (略) 一～八 (略) 九 本機関が第32条の41に基づき科す違約金及び容量市場への参加規制等(以下総称して「ペナルティ」という。)の内容 十・十一 (略)	(メインオークション募集要綱の策定及び公表) 第32条の12 (略) 一～八 (略) 九 本機関が第32条の41の規定により科す違約金及び容量市場への参加規制等(以下総称して「ペナルティ」という。)の内容 十・十一 (略)
(メインオークション需要曲線の策定及び公表) 第32条の13 (略) 2 本機関は、前項で策定した原案を国が関連する審議会等(以下「国の関連審議会等」という。)に提出し、その意見を求める。 3 (略) 4 本機関は、メインオークション募集要綱に定める予定公表期日において、前項で決定したメインオ	(メインオークション需要曲線の策定及び公表) 第32条の13 (略) 2 本機関は、前項の規定により策定した原案を国が関連する審議会等(以下「国の関連審議会等」という。)に提出し、その意見を求める。 3 (略) 4 本機関は、メインオークション募集要綱に定める予定公表期日において、前項の規定により決定し

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
オークション需要曲線を本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。	たメインオークション需要曲線を本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。
(期待容量の審査及び登録完了等の通知) 第32条の15 本機関は、前条において期待容量の登録申込みを受け付けた場合は、市場参加資格事業者の基本情報に加え、第32条の41に基づくペナルティの有無及びその他関連情報を勘案し、その内容の妥当性について審査する。 2 (略) 3 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた期待容量が適切と認められた場合は、当該期待容量を容量市場システムへ登録し、市場参加資格事業者に対して登録が完了した旨を通知する。 4 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた期待容量が不適切と認められた場合は、その理由を当該市場参加資格事業者に通知し、容量市場システムへの登録は行わない。本機関は、市場参加資格事業者から期待容量の登録の再申込みを受けたときは、再度、第1項に準じ審査を行う。 5 本機関は、期待容量の登録申込みの受付期間中に限り、第3項で期待容量の登録を完了した市場参加資格事業者から、変更又は取消の申込みを受け付ける。その場合において、本機関は、再度、第1項に準じ審査を行う。 6 (略)	(期待容量の審査及び登録完了等の通知) 第32条の15 本機関は、前条の規定により期待容量の登録申込みを受け付けた場合は、市場参加資格事業者の基本情報に加え、第32条の41の規定によるペナルティの有無及びその他関連情報を勘案し、その内容の妥当性について審査する。 2 (略) 3 本機関は、第1項の規定により審査を行った結果、受け付けた期待容量が適切と認められた場合は、当該期待容量を容量市場システムへ登録し、市場参加資格事業者に対して登録が完了した旨を通知する。 4 本機関は、第1項の規定により審査を行った結果、受け付けた期待容量が不適切と認められた場合は、その理由を当該市場参加資格事業者に通知し、容量市場システムへの登録は行わない。本機関は、市場参加資格事業者から期待容量の登録の再申込みを受けたときは、再度、第1項の規定に準じて審査を行う。 5 本機関は、期待容量の登録申込みの受付期間中に限り、第3項の規定により期待容量の登録を完了した市場参加資格事業者から、変更又は取消の申込みを受け付ける。その場合において、本機関は、再度、第1項の規定に準じて審査を行う。 6 (略)
(応札の受付、変更、取消) 第32条の16 (略) 2 前項の受付の際に、本機関がメインオークション参加資格事業者に提出を求める情報（以下「応札情報」という。）は、応札価格及び応札容量とする。ただし、応札容量は前条第6項に基づき通知された応札の上限容量を超えないものとする。 3・4 (略)	(応札の受付、変更、取消) 第32条の16 (略) 2 前項の受付の際に、本機関がメインオークション参加資格事業者に提出を求める情報（以下「応札情報」という。）は、応札価格及び応札容量とする。ただし、応札容量は前条第6項の規定により通知された応札の上限容量を超えないものとする。 3・4 (略)
(容量確保契約の締結、変更及び解約) 第32条の19 本機関は、前条に基づき公表したメインオークションの約定結果にしたがって、メインオークション募集要綱に基づき、容量提供事業者との間で、次の各号に掲げる事項を内容とする容量確保契約を締結する。 一～九 (略) 2・3 (略)	(容量確保契約の締結、変更及び解約) 第32条の19 本機関は、前条の規定により公表したメインオークションの約定結果にしたがって、メインオークション募集要綱に基づき、容量提供事業者との間で、次の各号に掲げる事項を内容とする容量確保契約を締結する。 一～九 (略) 2・3 (略)
(容量確保契約の締結結果の公表等) 第32条の20 (略) 2・3 (略) 4 本機関は、前条第3項に基づき、容量提供事業者との間で容量確保契約を変更又は解約した場合、前各項に準じて、容量確保契約を変更又は解約後の情報公表、情報開示及び一般送配電事業者たる会員への情報提供を行う。	(容量確保契約の締結結果の公表等) 第32条の20 (略) 2・3 (略) 4 本機関は、前条第3項の規定により、容量提供事業者との間で容量確保契約を変更又は解約した場合、前各項の規定に準じて、容量確保契約を変更又は解約後の情報公表、情報開示及び一般送配電事業者たる会員への情報提供を行う。
(追加オークションの実施判断) 第32条の21 (略) 2 本機関は、前項に基づき、追加オークションを実施する必要があると判断した場合、調達オークション又はリリースオークションのいずれかを実施する。 3 本機関は、前項に基づき、追加オークションを実施する場合、調達オークションで募集する供給力	(追加オークションの実施判断) 第32条の21 (略) 2 本機関は、前項の規定により、追加オークションを実施する必要があると判断した場合、調達オークション又はリリースオークションのいずれかを実施する。 3 本機関は、前項の規定により、追加オークションを実施する場合、調達オークションで募集する供

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
<p>と価格の関係を示した曲線（以下「調達オーフン需要曲線」という。）又はリリースオーフンショ ンで募集する供給力と価格との関係を示した曲線（以下「リリースオーフン供給曲線」という。） の原案を策定する。</p> <p>4 本機関は、前項<u>で</u>策定した原案を国の関連審議会等に提出し、その意見を求める。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 本機関は、前項<u>で</u>決定した調達オーフン需要曲線又はリリースオーフン供給曲線と併せて 追加オーフンションを実施する旨を本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。</p>	<p>給力と価格の関係を示した曲線（以下「調達オーフン需要曲線」という。）又はリリースオーフン ションで募集する供給力と価格との関係を示した曲線（以下「リリースオーフン供給曲線」とい う。）の原案を策定する。</p> <p>4 本機関は、前項<u>の規定により</u>策定した原案を国の関連審議会等に提出し、その意見を求める。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 本機関は、前項<u>の規定により</u>決定した調達オーフン需要曲線又はリリースオーフン供給曲 線と併せて追加オーフンションを実施する旨を本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によ って公表する。</p>
<p>(調達オーフン実施の場合のメインオーフンションに関する規定の準用)</p> <p>第32条の22 第32条の12、第32条の14から第32条の20の規定は、調達オーフンションを 実施する場合に準用する（ただし、第32条の12第1号アに掲げる事項は除く。）。この場合におい て、「メインオーフンション」とあるのは、「調達オーフンション」と読み替える。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(調達オーフン実施の場合のメインオーフンションに関する規定の準用)</p> <p>第32条の22 第32条の12、第32条の14から第32条の20までの規定は、調達オーフンショ ンを実施する場合に準用する（ただし、第32条の12第1号アに掲げる事項は除く。）。この場合におい て、「メインオーフンション」とあるのは、「調達オーフンション」と読み替える。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(リリースオーフン実施の場合のメインオーフンションに関する規定の準用)</p> <p>第32条の23 第32条の12、第32条の16から第32条の20の規定は、リリースオーフンショ ンを実施する場合に準用する（ただし、第32条の12第1号ア、イ、第4号、第6号、第7号、第 9号及び、第32条の19第1項第1号、第3号から第5号、第7号に掲げる事項は除く。）。この場 合において、「メインオーフンション」とあるのは「リリースオーフンション」、「締結」とあるのは「変 更」、「容量提供事業者」とあるのは「容量リリース事業者」と読み替える。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(リリースオーフン実施の場合のメインオーフンションに関する規定の準用)</p> <p>第32条の23 第32条の12、第32条の16から第32条の20までの規定は、リリースオーフ ンションを実施する場合に準用する（ただし、第32条の12第1号ア、イ、第4号、第6号、第7号、 第9号及び、第32条の19第1項第1号、第3号から第5号まで、第7号に掲げる事項は除く。）。 この場合において、「メインオーフンション」とあるのは「リリースオーフンション」、「締結」とあるの は「変更」、「容量提供事業者」とあるのは「容量リリース事業者」と読み替える。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(電源等リストの審査及び登録完了の通知)</p> <p>第32条の25 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、第1項<u>に基づき</u>審査を行った結果、受け付けた電源等リストの内容が適切と認められた 場合は、容量市場システムへ登録するとともに、電源等リストの登録が完了した旨を供給力確認対象 事業者へ通知する。</p> <p>4 本機関は、第1項<u>に基づき</u>審査を行った結果、受け付けた電源等リストの内容が不適切と認められ た場合は、その理由を供給力確認対象事業者に通知し、容量市場システムへの登録は行わない。本機 関は、供給力確認対象事業者から電源等リストの登録の再申込みを受けたときは、再度、第1項<u>に準 じ</u>審査を行う。</p> <p>5 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、供給力確認対象事業者から電源等リストの変 更又は取消の申込みを受け付ける。その場合において、本機関は、再度、第1項<u>に準じ</u>審査を行 う。ただし、送配電等業務指針に定める実需給年度中における変更又は取消の申込みについては、隨時 審査を行う。</p> <p>6 (略)</p>	<p>(電源等リストの審査及び登録完了の通知)</p> <p>第32条の25 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、第1項<u>の規定により</u>審査を行った結果、受け付けた電源等リストの内容が適切と認めら れた場合は、容量市場システムへ登録するとともに、電源等リストの登録が完了した旨を供給力確認 対象事業者へ通知する。</p> <p>4 本機関は、第1項<u>の規定により</u>審査を行った結果、受け付けた電源等リストの内容が不適切と認め られた場合は、その理由を供給力確認対象事業者に通知し、容量市場システムへの登録は行わない。 本機関は、供給力確認対象事業者から電源等リストの登録の再申込みを受けたときは、再度、第1項 の規定に準じて審査を行う。</p> <p>5 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、供給力確認対象事業者から電源等リストの変 更又は取消の申込みを受け付ける。その場合において、本機関は、再度、第1項<u>の規定に準じて</u>審 査を行う。ただし、送配電等業務指針に定める実需給年度中における変更又は取消の申込みについては、 隨時審査を行う。</p> <p>6 (略)</p>
<p>(テスト対象事業者の選定等)</p> <p>第32条の26 本機関は、前条第3項<u>において</u>登録した電源等リストに基づき、供給力の提供の可否 に関するテスト（以下「実効性テスト」という。）の実施が必要な供給力確認対象事業者（以下「テ スト対象事業者」という。）を選定する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(テスト対象事業者の選定等)</p> <p>第32条の26 本機関は、前条第3項<u>の規定により</u>登録した電源等リストに基づき、供給力の提供の 可否に関するテスト（以下「実効性テスト」という。）の実施が必要な供給力確認対象事業者（以下 「テスト対象事業者」という。）を選定する。</p> <p>2 (略)</p>
(実効性テストの実施日程の調整)	(実効性テストの実施日程の調整)

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
第32条の27 本機関は、前条第1項において選定したテスト対象事業者及びテスト対象事業者の関連する供給区域の一般送配電事業者たる会員(以下「協力一般送配電事業者」という。)に対し、実効性テストの実施日程の調整を求める。 (実効性テスト結果の提出の要請) 第32条の29 本機関は、前条第1項で報告を受けた実効性テストの実施日程に基づき、テスト対象事業者に対して、次の各号に掲げる事項を含む実効性テストの結果(以下「実効性テスト結果」という。)の提出を要請する。 一～三 (略) 2 (略)	第32条の27 本機関は、前条第1項の規定により選定したテスト対象事業者及びテスト対象事業者の関連する供給区域の一般送配電事業者たる会員(以下「協力一般送配電事業者」という。)に対し、実効性テストの実施日程の調整を求める。 (実効性テスト結果の提出の要請) 第32条の29 本機関は、前条第1項の規定により報告を受けた実効性テストの実施日程に基づき、テスト対象事業者に対して、次の各号に掲げる事項を含む実効性テストの結果(以下「実効性テスト結果」という。)の提出を要請する。 一～三 (略) 2 (略)
(実効性テスト結果の審査) 第32条の31 本機関は、前条において実効性テスト結果を受領した場合は、その内容の妥当性について審査を行う。 2 (略)	(実効性テスト結果の審査) 第32条の31 本機関は、前条の規定により実効性テスト結果を受領した場合は、その内容の妥当性について審査を行う。 2 (略)
(実効性テスト結果の審査結果の通知) 第32条の32 本機関は、前条第1項に基づき審査を行った結果、確定した実効容量をテスト対象事業者に通知する。	(実効性テスト結果の審査結果の通知) 第32条の32 本機関は、前条第1項の規定により審査を行った結果、確定した実効容量をテスト対象事業者に通知する。
(実効性テスト結果の提出の省略) 第32条の33 (略) 2 前項に基づき供給力の提供実績及び電源等リストの提出を受け付けた場合の審査及び審査結果の通知等の取扱いについては、第32条の31及び第32条の32に準じる。	(実効性テスト結果の提出の省略) 第32条の33 (略) 2 前項の規定により供給力の提供実績及び電源等リストの提出を受け付けた場合の審査及び審査結果の通知等の取扱いについては、第32条の31及び第32条の32の規定に準じるものとする。
(アセスメントの実施) 第32条の34 本機関は、容量確保契約の規定に基づき、容量提供事業者に対してアセスメントを実施する。 2・3 (略)	(アセスメントの実施) 第32条の34 本機関は、容量確保契約の定めるところにより、容量提供事業者に対してアセスメントを実施する。 2・3 (略)
(容量確保契約に基づく交付) 第32条の35 本機関は、容量確保契約の規定に基づき、容量確保契約金額を基準として、容量提供事業者又は容量リリース事業者に対し交付すべき額を算出し、算出された金額を交付する。 2 本機関は、定款に基づき一般送配電事業者又は小売電気事業者たる会員から徴収した容量拠出金をもって、前項の交付を行うものとする。	(容量確保契約に基づく交付) 第32条の35 本機関は、容量確保契約の定めるところにより、容量確保契約金額を基準として、容量提供事業者又は容量リリース事業者に対し交付すべき額を算出し、算出された金額を交付する。 2 本機関は、定款第55条の2の規定により一般送配電事業者又は小売電気事業者たる会員から徴収した容量拠出金をもって、前項の交付を行うものとする。
(差替先電源等情報の登録申込みの受付) 第32条の36 (略) 2 本機関は、前項の差替先電源等提供者の差替先電源等が期待容量を登録していない場合は、差替先電源等提供者から、隨時、期待容量の登録の申込みを受け付ける。この場合において、本機関は第32条の15第1項から第5項に準じて審査を行う。	(差替先電源等情報の登録申込みの受付) 第32条の36 (略) 2 本機関は、前項の差替先電源等提供者の差替先電源等が期待容量を登録していない場合は、差替先電源等提供者から、随时、期待容量の登録の申込みを受け付ける。この場合において、本機関は第32条の15第1項から第5項までの規定に準じて審査を行う。
(差替先電源等情報の登録申込みの審査及び登録) 第32条の37 本機関は、前条第1項において差替先電源等情報の登録申込みを受け付けた場合は、その内容の妥当性について審査を行う。 2 本機関は、前項に基づき審査を行った結果、受け付けた差替先電源等情報の内容が適切と認められた場合は、当該差替先電源等情報を容量市場システムに登録し公開する。 3 本機関は、前項に基づき審査を行った結果、受け付けた差替先電源等情報の内容が不適切と認めら	(差替先電源等情報の登録申込みの審査及び登録) 第32条の37 本機関は、前条第1項の規定により差替先電源等情報の登録申込みを受け付けた場合は、その内容の妥当性について審査を行う。 2 本機関は、前項の規定により審査を行った結果、受け付けた差替先電源等情報の内容が適切と認められた場合は、当該差替先電源等情報を容量市場システムに登録し公開する。 3 本機関は、前項の規定により審査を行った結果、受け付けた差替先電源等情報の内容が不適切と認

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
<p>れた場合は、その理由を当該差替先電源等提供者に通知し、容量市場システムへの登録及び公開は行わない。本機関は、差替先電源等提供者から差替先電源等情報の登録の再申込みを受けたときは、再度、第1項に準じて審査を行う。</p> <p>(電源等差替の登録申込みの審査等)</p> <p>第32条の39 本機関は、前条において電源等差替の登録申込みを受け付けた場合は、その内容の妥当性について審査を行う。</p> <p>2 本機関は、前項に基づき審査を行った結果、受け付けた電源等差替の登録申込みの内容が適切と認められた場合は、容量提供事業者へ電源等差替が可能である旨を通知するとともに、第32条の19 第3項に基づき、容量確保契約の変更を行う。</p> <p>3 本機関は、第1項に基づき審査を行った結果、受け付けた電源等差替の登録申込みの内容が不適切と認められた場合は、その理由を当該容量提供事業者に通知する。本機関は、容量提供事業者から電源等差替の登録の再申込みを受けたときは、再度、第1項に準じて審査を行う。</p>	<p>められた場合は、その理由を当該差替先電源等提供者に通知し、容量市場システムへの登録及び公開は行わない。本機関は、差替先電源等提供者から差替先電源等情報の登録の再申込みを受けたときは、再度、第1項の規定に準じて審査を行う。</p> <p>(電源等差替の登録申込みの審査等)</p> <p>第32条の39 本機関は、前条の規定により電源等差替の登録申込みを受け付けた場合は、その内容の妥当性について審査を行う。</p> <p>2 本機関は、前項の規定により審査を行った結果、受け付けた電源等差替の登録申込みの内容が適切と認められた場合は、容量提供事業者へ電源等差替が可能である旨を通知するとともに、第32条の19 第3項の規定により、容量確保契約の変更を行う。</p> <p>3 本機関は、第1項の規定により審査を行った結果、受け付けた電源等差替の登録申込みの内容が不適切と認められた場合は、その理由を当該容量提供事業者に通知する。本機関は、容量提供事業者から電源等差替の登録の再申込みを受けたときは、再度、第1項の規定に準じて審査を行う。</p>
<p>(ペナルティ)</p> <p>第32条の41 (略)</p> <p>一 経済的ペナルティ 本機関は、次のアからウの条件に該当するペナルティ対象事業者に対し、容量確保契約に基づき違約金の支払いを求める。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>2 本機関が業務規程第32条の21に基づき追加オーケションの実施の要否の判断を行う前に、前項第1号ア又はイの条件により経済的ペナルティに基づく違約金の支払いを行ったペナルティ対象事業者は、次のアからウのいずれかに掲げる条件に該当する場合において、本機関から違約金の全部又は一部の返金を受ける。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(ペナルティ)</p> <p>第32条の41 (略)</p> <p>一 経済的ペナルティ 本機関は、次のアからウまでの条件に該当するペナルティ対象事業者に対し、容量確保契約の定めるところにより違約金の支払いを求める。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>2 本機関が業務規程第32条の21の規定により追加オーケションの実施の要否の判断を行う前に、前項第1号ア又はイに掲げる条件により経済的ペナルティに基づく違約金の支払いを行ったペナルティ対象事業者は、次のアからウまでのいずれかに掲げる条件に該当する場合は、本機関から違約金の全部又は一部の返金を受ける。</p> <p>3・4 (略)</p>
<p>(分析ツールの具備)</p> <p>第32条の45 本機関は、この節各条の業務を行うため、容量オーケションのシミュレーションを行うために必要な分析ツールを備える。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(分析ツールの具備)</p> <p>第32条の45 本機関は、この節に定める業務を行うため、容量オーケションのシミュレーションを行うために必要な分析ツールを備える。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(電源入札等の実施)</p> <p>第33条 本機関は、法第28条の40第5号に基づき、次の各号に定める業務（以下「電源維持運用業務」という。）を行う電気供給事業者（以下「電源維持運用者」という。）を募集し、電源入札等を実施する。</p> <p>一 発電用電気工作物の新增設、維持及び運用</p> <p>二 既存の発電用電気工作物の維持及び運用</p> <p>三 休止又は廃止している発電用電気工作物の再起動、維持及び運用</p> <p>2 本機関は、電源入札等においては、原則として、入札手続に基づき、電源維持運用者を決定する。ただし、電気の需給の状況に照らして緊急性があると認められる場合その他入札に付すことが合理的ではないと認められる場合には、入札手続の方法によらず、発電用電気工作物の設置を促進するための業務を行う。</p> <p>3 本機関は、電源入札等の実施に先立ち、電源入札等の対象となる発電用電気工作物から発電される</p>	<p>(電源入札等の実施)</p> <p>第33条 本機関は、法第28条の40第1項第5号の規定により、発電用の電気工作物の新增設並びに当該電気工作物の維持及び運用、既存の発電用の電気工作物の維持及び運用、休止若しくは廃止している発電用の電気工作物の再起動並びに当該電気工作物の維持及び運用その他の供給能力の確保に関する業務（以下「電源等維持運用業務」という。）を行う電気供給事業者（以下「電源等維持運用者」という。）を募集し、電源入札等を実施する。</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>2 本機関は、電源入札等においては、原則として、入札手続に基づき、電源等維持運用者を決定する。ただし、電気の需給の状況に照らして緊急性があると認められる場合その他入札に付すことが合理的ではないと認められる場合には、入札手続の方法によらず、発電用電気工作物の設置その他の供給能力の確保を促進するための業務を行う。</p> <p>3 本機関は、電源入札等の実施に先立ち、電源入札等の対象となる発電用電気工作物その他の供給能</p>

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
電力を購入する小売電気事業者たる会員を、入札等の手続に基づき、募集することができる。	力から供給される電力を購入する小売電気事業者たる会員を、入札等の手続に基づき、募集することができる。
(委員会における需給バランス評価及び需給変動リスクの分析) 第34条 本機関は、定款第41条に基づき、有識者を含めた常設の委員会を設置し、毎年度、供給計画の取りまとめに基づく需給バランス評価を行うとともに、必要に応じ、需給変動リスク分析を行う。	(委員会における需給バランス評価及び需給変動リスクの分析) 第34条 本機関は、定款第41条の規定により、有識者を含めた常設の委員会を設置し、毎年度、供給計画の取りまとめに基づく需給バランス評価を行うとともに、必要に応じ、需給変動リスク分析を行う。
(電源入札等の検討の開始) 第35条 (略) 一 本機関が前条に基づく評価及び分析の結果、次のア及びイに掲げるいずれかの要件に該当すると認めた場合 ア (略) イ 自然災害、社会情勢の変化その他特別な事情により発生し得る需給変動リスクを踏まえ、危機管理対策として発電用電気工作物の確保の必要性がある場合 二・三 (略) 四 第32条の42に基づく特別オーケションを実施したにもかかわらず、必要な供給力を確保できなかつた場合 2 本機関は、前項に基づき、電源入札等の検討を開始したときは、その旨を公表する。	(電源入札等の検討の開始) 第35条 (略) 一 本機関が前条の規定による評価及び分析の結果、次のア及びイに掲げるいずれかの要件に該当すると認めた場合 ア (略) イ 自然災害、社会情勢の変化その他特別な事情により発生し得る需給変動リスクを踏まえ、危機管理対策として発電用電気工作物その他の供給能力の確保の必要性がある場合 二・三 (略) 四 第32条の42の規定により特別オーケションを実施したにもかかわらず、必要な供給力を確保できなかつた場合 2 本機関は、前項の規定により、電源入札等の検討を開始したときは、その旨を公表する。
(電源入札等の実施の必要性の検討及び評価) 第36条 (略) 2 本機関は、前項の検討に当たり、必要に応じて、会員に対し、発電用電気工作物の運転実績及び運転計画、発電設備等の劣化状態、燃料調達計画、供給力調達状況、追加的な供給力の確保可能量、需要抑制の可能量、危機管理対策その他必要事項に関する聴取を行う。 3 (略)	(電源入札等の実施の必要性の検討及び評価) 第36条 (略) 2 本機関は、前項の検討に当たり、必要に応じて、会員に対し、発電用電気工作物その他の供給能力の運転実績及び運転計画、設備等の劣化状態、燃料調達計画、供給力調達状況、追加的な供給力の確保可能量、需要抑制の可能量、危機管理対策その他必要事項に関する聴取を行う。 3 (略)
(電源維持運用者の募集) 第38条 (略) 2 (略)	(電源等維持運用者の募集) 第38条 (略) 2 (略)
(電源維持運用者の決定) 第39条 本機関は、電源入札等に関する有識者を含めた委員会において、送配電等業務指針に定める評価項目について、応募者の評価を行い、電源維持運用者を決定する。 2 本機関は、電源維持運用者を決定した場合には、次の各号に掲げる事項を公表する。 一 電源維持運用者の名称及び発電用電気工作物の設置場所 二 電源維持運用者による供給力の提供量及び提供する期間 三 (略)	(電源等維持運用者の決定) 第39条 本機関は、電源入札等に関する有識者を含めた委員会において、送配電等業務指針に定める評価項目について、応募者の評価を行い、電源等維持運用者を決定する。 2 本機関は、電源等維持運用者を決定した場合には、次の各号に掲げる事項を公表する。 一 電源等維持運用者の名称及び発電用電気工作物その他の供給能力の場所等 二 電源等維持運用者による供給力の提供量及び提供する期間 三 (略)
(落札者との契約の締結) 第40条 本機関は、応募内容にしたがって、電源維持運用者との間で、電源維持運用業務の内容、電源入札等補填金の交付、電気の販売条件等に関する契約を締結する。	(落札者との契約の締結) 第40条 本機関は、応募内容にしたがって、電源等維持運用者との間で、電源等維持運用業務の内容、電源入札等補填金の交付、電気の販売条件等に関する契約を締結する。
(電源入札等補填金の交付) 第41条 本機関は、前条の契約にしたがって、電源維持運用者に対して、電源入札等補填金を交付する。	(電源入札等補填金の交付) 第41条 本機関は、前条の契約の定めるところにより、電源等維持運用者に対して、電源入札等補填金を交付する。

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
(落札者の電源維持運用業務の報告等) 第42条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、電源維持運用者から、定期的に電源維持運用業務の報告を受ける。 2 本機関は、電源維持運用者の電源維持運用業務の内容に不適切な点があると認める場合には、電源維持運用者に対し、電源維持運用業務の改善を求める。 3 本機関は、第1項に基づき電源維持運用者から受けた報告内容について、有識者を含めた委員会に報告する。	(落札者の電源等維持運用業務の報告等) 第42条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、電源等維持運用者から、定期的に電源等維持運用業務の報告を受ける。 2 本機関は、電源等維持運用者の電源等維持運用業務の内容に不適切な点があると認める場合には、電源等維持運用者に対し、電源等維持運用業務の改善を求める。 3 本機関は、第1項の規定により電源等維持運用者から受けた報告内容について、有識者を含めた委員会に報告する。
(電源入札等が成立しなかった場合の取扱い) 第44条 本機関は、電源入札等の応募者がいなかった場合又は適当な応募者がいなかった場合等において、電源維持運用者を決定できない場合には、電源入札等の基本要件を見直し、再度、電源入札等を実施する。	(電源入札等が成立しなかった場合の取扱い) 第44条 本機関は、電源入札等の応募者がいなかった場合又は適当な応募者がいなかった場合等において、電源等維持運用者を決定できない場合には、電源入札等の基本要件を見直し、再度、電源入札等を実施する。
(広域連系系統の設備形成) 第46条 本機関は、法第28条の40第4号に基づき、広域連系系統の設備形成に係る業務を行う。	(広域連系系統の設備形成) 第46条 本機関は、法第28条の40第1項第5号の2、第5号の3及び第8号の規定により、広域連系系統の設備形成に係る業務を行う。
(広域系統整備委員会) 第47条 本機関は、前条の業務を行うに当たって、定款第41条に基づき、広域連系系統の設備形成に関する常設の委員会(以下「広域系統整備委員会」という。)を設置する。	(設備形成に係る委員会の設置) 第47条 本機関は、前条の業務を行うに当たって、定款第41条の規定により、広域連系系統の設備形成等に関する常設の委員会(以下「設備形成に係る委員会」という。)を設置する。
(広域系統長期方針の策定) 第48条 本機関は、広域系統整備委員会における検討を踏まえ、全国大での広域連系系統の整備及び更新に関する方向性を整理した長期方針(以下「広域系統長期方針」という。)を策定し、10年を超える期間を見通した全国の電力系統のあるべき姿及びその実現に向けた考え方を示すものとする。	(広域系統長期方針の策定) 第48条 本機関は、設備形成に係る委員会における検討を踏まえ、全国大での広域連系系統の整備及び更新に関する方向性を整理した長期方針(以下「広域系統長期方針」という。)を策定し、10年を超える期間を見通した全国の電力系統のあるべき姿及びその実現に向けた考え方を示すものとする。
2・3 (略)	2・3 (略)
(広域系統長期方針の見直し) 第49条 本機関は、策定又は見直後5年ごとに、前条に準じて、広域系統長期方針の見直しを行う。	(広域系統長期方針の見直し) 第49条 本機関は、策定又は見直し後5年ごとに、前条の規定に準じて、広域系統長期方針の見直しを行う。
2 (略)	2 (略)
(計画策定プロセスの開始) 第51条 (略) 一 (略) 二 電気供給事業者から次のアからウのいずれかの観点に基づく広域系統整備に関する提起があり、送配電等業務指針に定める検討開始要件に該当する場合 ア～ウ (略) 三 (略)	(計画策定プロセスの開始) 第51条 (略) 一 (略) 二 電気供給事業者から次のアからウまでのいずれかの観点に基づく広域系統整備に関する提起があり、送配電等業務指針に定める検討開始要件に該当する場合 ア～ウ (略) 三 (略)
(一般送配電事業者たる会員に対する状況の確認) 第52条 (略) 2 本機関は、前項の確認の結果、一般送配電事業者又は送電事業者たる会員による流通設備計画によって、本機関が計画策定プロセスを開始しようとする目的又は検討提起者による広域系統整備に関する提起の内容が実現できると認めたときは、前条第1号及び第2号にかかわらず、計画策定プロセスを開始しない。	(一般送配電事業者たる会員に対する状況の確認) 第52条 (略) 2 本機関は、前項の確認の結果、一般送配電事業者又は送電事業者たる会員による流通設備計画によって、本機関が計画策定プロセスを開始しようとする目的又は検討提起者による広域系統整備に関する提起の内容が実現できると認めたときは、前条第1号及び第2号の規定にかかわらず、計画策定プロセスを開始しない。

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
(計画策定プロセスを開始しない場合の通知) 第53条 本機関は、電気供給事業者から広域系統整備に関する提起があった場合で、送配電等業務指針に定める検討開始要件に該当しないと認めた場合又は前条の確認の結果により計画策定プロセスを開始しない場合には、当該電気供給事業者に対して、計画策定プロセスを開始しない旨及びその理由を書面で通知する。	(計画策定プロセスを開始しない場合の通知) 第53条 本機関は、電気供給事業者から広域系統整備に関する提起があった場合で、送配電等業務指針に定める検討開始要件に該当しないと認めた場合又は前条第1項の確認の結果により計画策定プロセスを開始しない場合には、当該電気供給事業者に対して、計画策定プロセスを開始しない旨及びその理由を書面で通知する。
(計画策定プロセスの進め方の決定) 第54条 本機関は、計画策定プロセスを開始したときは、 <u>広域系統整備委員会</u> における検討を踏まえ、計画策定プロセスの進め方を決定する。 2 (略)	(計画策定プロセスの進め方の決定) 第54条 本機関は、計画策定プロセスを開始したときは、 <u>設備形成に係る委員会</u> における検討を踏まえ、計画策定プロセスの進め方を決定する。 2 (略)
(基本要件及び受益者の決定) 第56条 本機関は、計画策定プロセスの進め方を決定した案件について、 <u>広域系統整備委員会</u> の検討（代替的な方策との比較検討を含む。）を踏まえ、広域系統整備の基本的な要件（以下「広域系統整備の基本要件」という。）及び広域系統整備の目的に照らして受益のある者（以下「受益者」という。）の範囲を決定する。	(基本要件及び受益者の決定) 第56条 本機関は、計画策定プロセスの進め方を決定した案件について、 <u>設備形成に係る委員会</u> の検討（代替的な方策との比較検討を含む。）を踏まえ、広域系統整備の基本的な要件（以下「広域系統整備の基本要件」という。）及び広域系統整備の目的に照らして受益のある者（以下「受益者」という。）の範囲を決定する。
(実施案の募集及び決定) 第58条 (略) 2 前項にかかわらず、本機関は、既設設備の増強が適当であると認めた場合その他実施案の募集を行うことが合理的でないと認めるときは、実施案の提出を求める会員を特定し、当該会員に対し、要件を示した上で実施案の提出を求めることができる。 3 本機関は、前各項に基づき提出された実施案について、 <u>広域系統整備委員会</u> において、経済性、系統の安定性、費用対効果、事業実現性、事業継続性等の観点から総合的に評価し、実施案及びその事業実施主体を決定する。	(実施案の募集及び決定) 第58条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、本機関は、既設設備の増強が適当であると認めた場合その他実施案の募集を行うことが合理的でないと認めるときは、実施案の提出を求める会員を特定し、当該会員に対し、要件を示した上で実施案の提出を求めることができる。 3 本機関は、前各項の規定により提出された実施案について、 <u>設備形成に係る委員会</u> において、経済性、系統の安定性、費用対効果、事業実現性、事業継続性等の観点から総合的に評価し、実施案及びその事業実施主体を決定する。
(受益者及び費用負担割合の決定) 第59条 本機関は、 <u>広域系統整備委員会</u> における検討を踏まえ、広域系統整備に要する費用の費用負担割合（一般負担と特定負担の別及び電気供給事業者ごとの負担の割合をいう。以下同じ。）を決定する。 2 本機関は、前項に掲げる場合において、実施案に基づき、第56条に基づき決定した受益者以外に広域系統整備の目的に照らした受益者が認められるときは、当該受益者を含め、費用負担割合を決定する。	(受益者及び費用負担割合等の決定) 第59条 本機関は、 <u>設備形成に係る委員会</u> における検討を踏まえ、広域系統整備に要する費用の費用負担割合（一般負担と特定負担の別及び電気供給事業者ごとの負担の割合をいう。以下同じ。）等を決定する。 2 本機関は、前項に掲げる場合において、実施案に基づき、第56条の規定により決定した受益者以外に広域系統整備の目的に照らした受益者が認められるときは、当該受益者を含め、費用負担割合等を決定する。
(広域系統整備計画の策定) 第60条 本機関は、 <u>広域系統整備委員会</u> の検討を踏まえ、決定された実施案、事業実施主体及び費用負担割合に基づき、広域系統整備計画を策定し、 <u>公表</u> する。 2 本機関は、 <u>広域系統整備計画</u> の策定後、事業実施主体及び受益者に対し、策定した <u>広域系統整備計画</u> の内容を通知する。	(広域系統整備計画の策定) 第60条 本機関は、 <u>設備形成に係る委員会</u> の検討を踏まえ、決定された実施案、事業実施主体及び費用負担割合に基づき、広域系統整備計画を策定する。 (削る)
(新設)	(広域系統整備計画の公表及び通知) 第61条の2 本機関は、第60条の規定により広域系統整備計画を策定した場合には、策定した広域系統整備計画を公表するとともに、事業実施主体及び受益者に対して通知する。
(新設)	(広域系統整備計画の届出) 第61条の3 本機関は、第60条の規定により策定した広域系統整備計画が、法第28条の40第1項第5号の2に規定する交付金（以下「広域系統整備交付金」という。）の交付業務の実施対象とな

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
(広域系統整備計画の進捗状況の把握) 第62条 (略) 2 本機関は、前項により提出された情報に基づき、必要に応じて現地確認を行い、広域系統整備計画の工程の遅延の有無等を確認するとともに、その内容を <u>広域系統整備委員会</u> に報告する。 3 本機関は、広域系統整備計画の進捗の遅延等により当該広域系統整備計画の目的に影響があると認めた場合は、その対応について <u>広域系統整備委員会</u> において検討を行う。	る場合は、法第28条の47第2項に規定する事項を記載した広域系統整備計画を経済産業大臣へ届出を行う。 (広域系統整備計画の進捗状況の把握) 第62条 (略) 2 本機関は、前項の規定により提出された情報に基づき、必要に応じて現地確認を行い、広域系統整備計画の工程の遅延の有無等を確認するとともに、その内容を <u>設備形成に係る委員会</u> に報告する。 3 本機関は、広域系統整備計画の進捗の遅延等により当該広域系統整備計画の目的に影響があると認めた場合は、その対応について <u>設備形成に係る委員会</u> において検討を行う。
(広域系統整備計画の変更) 第63条 本機関は、 <u>用地事情、需要動向の変化その他やむを得ない事由</u> が発生した場合において、広域系統整備計画を変更することが合理的となったとき又は広域系統整備計画の実現が困難となったときは、 <u>広域系統整備委員会</u> において検討の上、 <u>広域系統整備計画</u> を変更することができる。 2 前項にかかわらず、広域系統整備計画の変更が軽微なものである場合には、本機関は、 <u>広域系統整備委員会</u> の検討を経ることなく、広域系統整備計画を変更することができる。ただし、この場合、本機関は、 <u>広域系統整備計画</u> の変更内容について、 <u>広域系統整備委員会</u> に報告する。 3 本機関は、前各項に基づき、 <u>広域系統整備計画</u> を変更した場合には、速やかに変更後の広域系統整備計画を公表するとともに、事業実施主体及び受益者に対し、 <u>広域系統整備計画</u> の内容を通知する。 (新設)	(広域系統整備交付金の交付業務の実施対象外の広域系統整備計画の変更) 第63条 本機関は、 <u>広域系統整備交付金の交付業務の実施対象</u> でないとして、第61条の3の規定による届出を行っていない広域系統整備計画を変更するときは、 <u>設備形成に係る委員会</u> において検討の上、これを変更することができる。 2 前項の規定にかかわらず、 <u>第61条の3の規定</u> による届出を行っていない広域系統整備計画の変更が軽微なものである場合には、本機関は、 <u>設備形成に係る委員会</u> の検討を経ることなく、広域系統整備計画を変更することができる。ただし、この場合において、本機関は、 <u>当該変更内容</u> について、 <u>設備形成に係る委員会</u> に報告する。 3 本機関は、前各項の規定により広域系統整備計画を変更した場合には、変更後の広域系統整備計画を公表するとともに、事業実施主体及び受益者に対して通知する。 4 本機関は、第1項の規定により変更する広域系統整備計画を広域系統整備交付金の交付業務の実施対象としようとする場合には、再度、計画策定プロセスを実施する。
(新設)	(広域系統整備交付金の交付業務の実施対象となる広域系統整備計画の変更) 第63条の2 本機関は、 <u>広域系統整備交付金の交付業務の実施対象</u> であるとして、第61条の3の規定により届出を行った広域系統整備計画を変更する場合は、 <u>設備形成に係る委員会</u> において検討の上、変更する旨及び変更しようとする広域系統整備計画を経済産業大臣へ変更の届出を行う。 2 前項の規定にかかわらず、 <u>第61条の3の規定</u> により届出を行った広域系統整備計画の変更が、法第28条の47第3項ただし書の経済産業省令で定める軽微な事項に係る変更である場合には、本機関は、 <u>設備形成に係る委員会</u> における検討を経ることなく、当該広域系統整備計画を変更し経済産業大臣へ変更の届出を行うことができる。ただし、この場合において、本機関は、 <u>当該変更内容</u> について、 <u>設備形成に係る委員会</u> に報告する。 3 本機関は、前各項の規定により広域系統整備計画を変更した場合には、変更した広域系統整備計画を公表するとともに、事業実施主体及び受益者に対して通知する。
(新設)	(経済産業大臣からの変更命令による広域系統整備計画の変更) 第63条の3 本機関は、 <u>第61条の3又は第63条の2の規定</u> により届出を行った広域系統整備計画に対して経済産業大臣から変更すべきことを命じられた場合には、 <u>設備形成に係る委員会</u> において検討の上、法第28条の47第4項各号に適合するよう変更し、変更する旨及び変更しようとする広域系統整備計画を経済産業大臣へ届出を行う。 2 本機関は、前項の規定により広域系統整備計画を変更した場合には、変更した広域系統整備計画を公表するとともに、事業実施主体及び受益者に対して通知する。
(計画策定プロセスを開始した場合の系統アクセス業務の取扱い) 第64条 本機関は、計画策定プロセスを早期かつ適切に進め、広域系統整備計画の実現性を担保するために必要であると認めた場合は、 <u>広域系統整備委員会</u> の検討を踏まえ、周辺系統に確保する容量、	(計画策定プロセスを開始した場合の系統アクセス業務の取扱い) 第64条 本機関は、計画策定プロセスを早期かつ適切に進め、広域系統整備計画の実現性を担保するために必要であると認めた場合は、 <u>設備形成に係る委員会</u> の検討を踏まえ、周辺系統に確保する容量、

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
確保を開始する時期、契約申込みの回答可否その他の系統アクセス業務における取扱いを決定し公表するとともに、関係する一般送配電事業者たる会員に通知する。 (新設)	確保を開始する時期、契約申込みの回答可否その他の系統アクセス業務における取扱いを決定し公表するとともに、関係する一般送配電事業者たる会員に通知する。 (広域系統整備交付金の交付) 第64条の2 本機関は、第61条の3の規定により届出を行った広域系統整備計画の事業実施主体に対して広域系統整備交付金を交付するに当たり、事業実施主体から、毎年度、広域系統整備計画に基づき設置等を行った流通設備の設置及び維持に要する費用について、広域系統整備計画ごとに届出を受ける。 2 本機関は、前項の規定により届出を受けた場合には、届出された費用の額を広域系統整備計画ごとに経済産業大臣に毎年度提出する。 3 本機関は、前項の規定により提出を行った費用の額を基に経済産業省令で定める算定方法により、交付する広域系統整備交付金の額を算定する。 4 本機関は、第1項の規定により届出を行った事業実施主体に対し交付すべき額その他必要な事項を通知する。 5 本機関は、広域系統整備交付金の交付の対象となる流通設備の使用開始から当該流通設備の耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1又は別表第2に掲げる耐用年数をいう。)の期間において、毎年度、第3項の規定により算定した広域系統整備交付金の額を、第1項の規定により届出を行った事業実施主体に当該年度の早期に交付する。
(分析ツールの具備) 第65条 本機関は、この章 <u>各条</u> の業務を行うため、電力系統シミュレーションを行うための分析ツールを備え、広域系統長期方針及び広域系統整備計画の策定に当たり必要な検討を実施する。 2 (略)	(分析ツールの具備) 第65条 本機関は、この章に定める業務を行うため、電力系統シミュレーションを行うための分析ツールを備え、広域系統長期方針及び広域系統整備計画の策定に当たり必要な検討を実施する。 2 (略)
(系統アクセス業務の実施) 第67条 本機関は、法第28条の40第8号に基づき、送電系統への発電設備等(送電系統に電力を流入しない発電設備等を除く。以下、この章において同じ。)の連系等を希望する者からの事前相談及び接続検討に関する申込みの受付、検討結果の確認、検証及び回答等の業務を行う。 2・3 (略)	(系統アクセス業務の実施) 第67条 本機関は、法第28条の40第1項第8号の規定により、送電系統への発電設備等(送電系統に電力を流入しない発電設備等を除く。以下、この章において同じ。)の連系等を希望する者からの事前相談及び接続検討に関する申込みの受付、検討結果の確認、検証及び回答等の業務を行う。 2・3 (略)
(事前相談の検討) 第69条 (略) 2 (略) 3 本機関は、前項の確認及び検証の結果、再検討が必要と認めるときは、理由を付して一般送配電事業者たる会員に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者たる会員から再検討結果の提出を受けたときは、再度、前項に準じ、確認及び検証を行う。	(事前相談の検討) 第69条 (略) 2 (略) 3 本機関は、前項の確認及び検証の結果、再検討が必要と認めるときは、理由を付して一般送配電事業者たる会員に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者たる会員から再検討結果の提出を受けたときは、再度、前項の規定に準じて、確認及び検証を行う。
(事前相談の回答) 第70条 本機関は、前条第2項又は第3項による検討結果の確認及び検証を完了したときは、特定系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項に関する確認及び検証の結果を速やかに回答するとともに必要な説明を行う。 一・二 (略) 2・3 (略)	(事前相談の回答) 第70条 本機関は、前条第2項又は第3項の規定による検討結果の確認及び検証を完了したときは、特定系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項に関する確認及び検証の結果を速やかに回答するとともに必要な説明を行う。 一・二 (略) 2・3 (略)
(接続検討) 第71条 (略)	(接続検討) 第71条 (略)

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
<p>2・3 (略)</p> <p>4 本機関は、前項の確認及び検証により再検討が必要と認めるときは、理由を付して一般送配電事業者たる会員に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者たる会員から再検討結果の提出を受けたときは、再度、前項に準じ確認及び検証を行う。</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>4 本機関は、前項の確認及び検証により再検討が必要と認めるときは、理由を付して一般送配電事業者たる会員に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者たる会員から再検討結果の提出を受けたときは、再度、前項の規定に準じて、確認及び検証を行う。</p>
<p>(接続検討の回答)</p> <p>第72条 本機関は、前条第3項又は第4項による検討結果の確認及び検証を完了したときは、特定系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項に関する確認及び検証の結果を速やかに書面にて回答するとともに必要な説明を行う。</p> <p>一～八 (略)</p> <p>2 本機関は、前項による回答を前条第2項の申込みの受付日から原則として3か月以内に行うものとする。</p> <p>3 本機関は、前条による接続検討の結果が以下の条件に該当する場合には、第1項の回答及び説明に加え、次の各号に掲げる事項を回答書に記載するとともに、特定系統連系希望者に対し、必要な説明を行う。</p> <p>一 系統連系工事に広域連系系統の増強（新設を含む。以下同じ。）工事が含まれる場合 第51条 第2号ウに<u>に基づき</u>本機関に対して計画策定プロセスの提起を行うことができる電気供給事業者に該当するか否か及び計画策定プロセスの開始に至る手続</p> <p>二 (略)</p>	<p>(接続検討の回答)</p> <p>第72条 本機関は、前条第3項又は第4項の規定による検討結果の確認及び検証を完了したときは、特定系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項に関する確認及び検証の結果を速やかに書面にて回答するとともに必要な説明を行う。</p> <p>一～八 (略)</p> <p>2 本機関は、前項の規定による回答を前条第2項の申込みの受付日から原則として3か月以内に行うものとする。</p> <p>3 本機関は、前条の規定による接続検討の結果が以下の条件に該当する場合には、第1項の回答及び説明に加え、次の各号に掲げる事項を回答書に記載するとともに、特定系統連系希望者に対し、必要な説明を行う。</p> <p>一 系統連系工事に広域連系系統の増強（新設を含む。以下同じ。）工事が含まれる場合 第51条 第2号ウの規定により本機関に対して計画策定プロセスの提起を行うことができる電気供給事業者に該当するか否か及び計画策定プロセスの開始に至る手続</p> <p>二 (略)</p>
<p>(一般送配電事業者たる会員が受け付けた接続検討に対する検討結果の報告を受けた場合の取扱い)</p> <p>第73条 本機関は、一般送配電事業者たる会員から、送配電等業務指針で定めるところにより、一般送配電事業者たる会員が受け付けた接続検討の申込みに対する検討結果が前条第3項第1号に掲げる条件に該当するとの報告を受けた場合は、一般送配電事業者たる会員が系統連系希望者に対し回答を行った後速やかに、系統連系希望者に対し同号に準じた説明を行う。</p> <p>2 本機関は、前項の報告を受けた接続検討の申込みに対する検討結果が前条第3項第2号に掲げる条件にも該当する場合には、前項の説明と併せ、系統連系希望者に対し同号に準じた説明を行う。</p>	<p>(一般送配電事業者たる会員が受け付けた接続検討に対する検討結果の報告を受けた場合の取扱い)</p> <p>第73条 本機関は、一般送配電事業者たる会員から、送配電等業務指針で定めるところにより、一般送配電事業者たる会員が受け付けた接続検討の申込みに対する検討結果が前条第3項第1号に掲げる条件に該当するとの報告を受けた場合は、一般送配電事業者たる会員が系統連系希望者に対し回答を行った後速やかに、系統連系希望者に対し同号の規定に準じて説明を行う。</p> <p>2 本機関は、前項の報告を受けた接続検討の申込みに対する検討結果が前条第3項第2号に掲げる条件にも該当する場合には、前項の説明と併せ、系統連系希望者に対し同号の規定に準じて説明を行う。</p>
<p>(接続検討の要否確認)</p> <p>第74条 (略)</p> <p>2 本機関は、一般送配電事業者たる会員から前項の確認結果の提出を受けた場合は、その結果の妥当性について確認し、検討結果が妥当でないと認めるときは、理由を付して一般送配電事業者たる会員に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者たる会員から再検討結果の提出を受けたときは、再度、この項に準じ確認を行う。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(接続検討の要否確認)</p> <p>第74条 (略)</p> <p>2 本機関は、一般送配電事業者たる会員から前項の確認結果の提出を受けた場合は、その結果の妥当性について確認し、検討結果が妥当でないと認めるときは、理由を付して一般送配電事業者たる会員に再検討を求める。本機関は、一般送配電事業者たる会員から再検討結果の提出を受けたときは、再度、この項の規定に準じて確認を行う。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(特定系統連系希望者からの電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の受付)</p> <p>第81条 (略)</p> <p>2 本機関は、前項に基づき受け付けた接続検討について、第2節に準じ、一般送配電事業者たる会員に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。</p>	<p>(特定系統連系希望者からの電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の受付)</p> <p>第81条 (略)</p> <p>2 本機関は、前項の規定により受け付けた接続検討について、第2節の規定に準じて、一般送配電事業者たる会員に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。</p>
<p>(接続検討の回答を踏まえた特定系統連系希望者の再接続検討の受付等)</p> <p>第82条 (略)</p> <p>2 本機関は、前項に基づき受け付けた再接続検討について、第2節に準じ、一般送配電事業者たる会員に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。</p>	<p>(接続検討の回答を踏まえた特定系統連系希望者の再接続検討の受付等)</p> <p>第82条 (略)</p> <p>2 本機関は、前項の規定により受け付けた再接続検討について、第2節の規定に準じて、一般送配電事業者たる会員に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。</p>

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
<p><u>第4節 リプレース案件系統連系募集プロセス</u></p> <p>(リプレースを行う発電設備等の廃止計画の公表)</p> <p>第90条 本機関は、発電事業者たる会員から提出された供給計画に設備容量が10万キロワット以上の発電設備等の廃止計画(以下「リプレース対象廃止計画」という。)が記載されている場合には、次の各号のいずれにも該当する(以下「リプレース」という。)か否かの判断(以下「リプレース該当性判断」という。)を行う。</p> <p>一 リプレース対象廃止計画の対象となる発電設備等(以下「リプレース発電設備等」という。)の最大受電電力が10万キロワット以上であること。</p> <p>二 リプレース対象廃止計画の提出者である発電事業者たる会員又は当該会員と送配電等業務指針に定める一定の資本関係又は契約関係を有する者(以下「リプレース対象事業者」という。)が発電設備等の建替えを行う場合(以下、建替えに係る開発計画の対象となる新規の発電設備等(特別高圧の系統に連系するものに限る。)を「新設発電設備等」という。)。ただし、新設発電設備等の最大受電電力が既存の連系可能量(リプレース発電設備等が連系している条件での当該リプレース発電設備等に係る送電設備(当該リプレース発電設備等に係る電源線を除く。)における連系可能量をいう。)の範囲内である場合を除く。</p> <p>三 次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合。</p> <p>ア 新設発電設備等が、リプレース発電設備等が設置された構内と構外の境界を起点とし一番目の変電所又は開閉所(専らリプレース発電設備等への事故波及の防止を目的として設置されたもの及びリプレース発電設備等が設置された構内における変電設備により電圧を下降させた後に当該構内の外に送電又は配電を行う場合における当該送電又は配電に係るものを除く。)において、リプレース発電設備等の電源線がつながる母線と同一系統又は下位系統に連系するとき。ただし、母線分割等によって上位系統が異なる場合を除く。</p> <p>イ 新設発電設備等が、リプレース発電設備等とループ状に設置された基幹的な送電設備とを連系する電源線に直接連系するとき又は当該電源線から分岐する送電又は配電に係る設備を介して当該電源線に連系するとき。</p> <p>2 本機関は、リプレース対象廃止計画が提出された場合には、リプレース対象事業者及び関係する電気供給事業者に対し、リプレース該当性判断のために必要な事項について確認を行う。</p> <p>3 本機関は、第1項のリプレース該当性判断を行う上で、次の各号に掲げる事項を考慮する。</p> <p>一 リプレース対象事業者から提出される供給計画</p> <p>二 前項の確認結果の内容</p> <p>三 本機関若しくは一般送配電事業者たる会員が受け付けた接続検討又は契約申込みの内容</p> <p>四 その他リプレース該当性の判断に必要な事項</p> <p>4 本機関は、リプレース該当性判断において、リプレース対象廃止計画がリプレースに該当すると判断したときは、当該リプレース対象廃止計画を公表する。</p> <p>(リプレース案件系統連系募集プロセスの開始)</p> <p>第91条 本機関は、前条第4項に基づき公表したリプレース発電設備等について、廃止の蓋然性が高まったと判断した場合には、当該リプレース発電設備等が連系する送電系統に連系等を希望する系統連系希望者を募集する手続(以下「リプレース案件系統連系募集プロセス」という。)を開始する。</p> <p>2 本機関は、リプレース案件系統連系募集プロセスを開始した場合には、リプレース対象事業者及び同プロセスの対象となる送電系統(以下「プロセス対象送電系統」という。)を運用する一般送配電事業者たる会員に対して、その旨を通知する。</p>	<p>(削る)</p> <p>第90条 削除</p> <p>第91条 削除</p>

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
<p>3 本機関は、リプレース案件系統連系募集プロセスを開始した場合には、その開始時点から完了又は中止する時点までの間、新設発電設備等の最大受電電力を、電源接続のためにプロセス対象送電系統に暫定的に確保すべき容量として定め、一般送配電事業者たる会員に通知する。</p> <p>4 本機関は、リプレース対象廃止計画の公表日から募集の締切日までの期間を少なくとも12か月以上確保する。</p> <p>(募集要綱の策定等)</p> <p>第92条 本機関は、リプレース案件系統連系募集プロセスを開始した場合には、次の各号に掲げる事項について検討を行い、プロセスごとに募集要綱においてこれを定め、公表する。</p> <p>二 募集実施のスケジュール</p> <p>三 募集対象となる送電系統</p> <p>三 募集対象となるエリア</p> <p>四 募集対象となる送電系統の連系可能量</p> <p>五 応募資格</p> <p>六 連系可能者の決定方法</p> <p>七 その他募集を行うに当たり必要となる事項</p> <p>(リプレース案件系統連系募集プロセスの中止)</p> <p>第93条 本機関は、次の各号に掲げる場合においては、リプレース案件系統連系募集プロセスを中止することができる。</p> <p>二 需給状況の悪化その他やむを得ない事由により、リプレース発電設備等の廃止の蓋然性が低くなったとき</p> <p>二 新設発電設備等の開発計画が中止となったとき</p> <p>2 本機関は、前項により同プロセスを中止した場合、速やかにその旨を公表する。</p> <p>(リプレース案件系統連系募集プロセスへの応募)</p> <p>第94条 本機関は、募集要綱にしたがって、プロセス対象送電系統への連系等を希望する系統連系希望者から、応募の受付を行う。</p> <p>2 本機関は、前項の応募の受付については、第81条を準用する。</p> <p>(連系希望量が接続可能量の範囲内である場合の取扱い)</p> <p>第95条 本機関は、連系希望量が、プロセス対象送電系統の接続可能量(既存の連系可能量とリプレース発電設備等の廃止により生ずる連系可能量の合計をいう。以下、この節において同じ。)の範囲内である場合には、応募者に対して、全ての発電設備等の連系が可能である旨を通知する。</p> <p>2 本機関は、前項の場合には、応募締切時点から本機関が定める日までの間、連系希望量に相当する容量を、電源接続のためにプロセス対象送電系統に暫定的に確保すべき容量として定め、一般送配電事業者たる会員に通知する。</p> <p>(連系希望量が接続可能量の範囲を超える場合の取扱い)</p> <p>第96条 本機関は、連系希望量が、プロセス対象送電系統の接続可能量を超える場合には、リプレース案件系統連系募集プロセスに応募した連系希望者を対象として、プロセス対象送電系統において第75条第1項に基づき、一般送配電事業者たる会員に対し電源接続案件一括検討プロセスの開始を要請する。</p> <p>2 本機関は、前項の場合において、電源接続案件一括検討プロセス以外の公平性が確保された方法によって、対象となる全ての連系希望者が工事費負担金を共同負担する意思を有することを確認できたときは、同プロセスを省略することができる。</p>	<p>第92条 削除</p> <p>第93条 削除</p> <p>第94条 削除</p> <p>第95条 削除</p> <p>第96条 削除</p>

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
3 本機関は、第1項に掲げる場合において、応募締切時点から電源接続案件一括検討プロセス開始の公表日までの間、電源接続のためにプロセス対象送電系統に暫定的に確保すべき容量を定め、一般送配電事業者たる会員に通知する。	
第5節 その他 (契約申込みに伴う回答内容の確認) 第97条 本機関は、本機関が第72条第1項及び第82条第2項により特定系統連系希望者に回答を行った案件について、一般送配電事業者たる会員が特定系統連系希望者から契約申込みを受けた場合において、その申込みに対する検討結果が同項の回答と異なるときは、送配電等業務指針で定めるところにより、検討結果の提出を受け、その内容について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。	第4節 その他 (契約申込みに伴う回答内容の確認) 第97条 本機関は、本機関が第72条第1項及び第82条第2項の規定により特定系統連系希望者に回答を行った案件について、一般送配電事業者たる会員が特定系統連系希望者から契約申込みを受けた場合において、その申込みに対する検討結果が同項の回答と異なるときは、送配電等業務指針で定めるところにより、検討結果の提出を受け、その内容について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。
2・3 (略) (一般送配電事業者たる会員が受け付けた案件の確認、検証) 第98条 本機関は、特定系統連系希望者が一般送配電事業者たる会員に対し、事前相談又は接続検討申込みを行い、回答を受けた案件について、当該特定系統連系希望者からの求めに応じて、第69条第2項及び第3項又は第71条第3項及び第4項に準じて確認及び検証を行う。	2・3 (略) (一般送配電事業者たる会員が受け付けた案件の確認、検証) 第98条 本機関は、特定系統連系希望者が一般送配電事業者たる会員に対し、事前相談又は接続検討申込みを行い、回答を受けた案件について、当該特定系統連系希望者からの求めに応じて、第69条第2項及び第3項又は第71条第3項及び第4項の規定に準じて確認及び検証を行う。
2 本機関は、前項による確認又は検証を完了したときは、特定系統連系希望者に対し速やかに回答するとともに必要な説明を行う。	2 本機関は、前項の規定による確認又は検証を完了したときは、特定系統連系希望者に対し速やかに回答するとともに必要な説明を行う。
(受付・回答状況の取りまとめ) 第100条 (略) 2 本機関は、前項により提出された情報、並びに本機関における受付及び回答状況を定期的に取りまとめ、公表する。	(受付・回答状況の取りまとめ) 第100条 (略) 2 本機関は、前項の規定により提出された情報、並びに本機関における受付及び回答状況を定期的に取りまとめ、公表する。
(分析ツールの具備) 第102条 本機関は、この章各条の業務を行うために必要な分析ツールを備える。 2 (略)	(分析ツールの具備) 第102条 本機関は、この章に定める業務を行うために必要な分析ツールを備える。 2 (略)
(需給状況の監視) 第105条 本機関は、法第28条の40第1号に基づき、会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況(以下「需給状況」という。)を監視する。	(需給状況の監視) 第105条 本機関は、法第28条の40第1項第1号の規定により、会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況(以下「需給状況」という。)を監視する。
(需給状況の悪化時の指示又は要請) 第111条 本機関は、法第28条の44第1項に基づき、小売電気事業者たる会員が営む小売電気事業、一般送配電事業者たる会員が営む一般送配電事業又は特定送配電事業者たる会員が営む特定送配電事業に係る電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合において、当該電気の需給の状況を改善する必要があると認めるときは、会員に対し、次の各号に掲げる事項を指示することができる。ただし、第1号の事項は送電事業者たる会員に対して、第2号の事項は小売電気事業者たる会員及び発電事業者たる会員に対して、第3号の事項は、送電事業者たる会員及び発電事業者たる会員に対しては、指示することができない。 一～五 (略) 2 (略)	(需給状況の悪化時の指示又は要請) 第111条 本機関は、法第28条の44第1項の規定により、小売電気事業者たる会員が営む小売電気事業、一般送配電事業者たる会員が営む一般送配電事業又は特定送配電事業者たる会員が営む特定送配電事業に係る電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合において、当該電気の需給の状況を改善する必要があると認めるときは、会員に対し、次の各号に掲げる事項を指示することができる。ただし、第1号の事項は送電事業者たる会員に対して、第2号に規定する事項は小売電気事業者たる会員及び発電事業者たる会員に対して、第3号の事項は、送電事業者たる会員及び発電事業者たる会員に対しては、指示することができない。 一～五 (略) 2 (略)
(需給ひつ迫又は需給ひつ迫のおそれが認められる場合の指示の手順) 第113条 (略) 一～三 (略)	(需給ひつ迫又は需給ひつ迫のおそれが認められる場合の指示の手順) 第113条 (略) 一～三 (略)

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
<p>四 本機関は、前号により会員から通知を受けた送電可能量を踏まえ、次のアからオの順位により、電気の供給の指示の対象とする会員並びに当該会員が電気の供給を行う期間、量及び送電経路を決定する。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>五 本機関は、前号<u>で</u>決定した電気の供給の指示の対象とする会員並びに当該会員が電気の供給を行う期間、量及び送電経路に基づき、電気の供給を指示するとともに、需給ひつ迫一般送配電事業者に電気の供給を受けることを指示する。</p> <p>2 前項にかかわらず、本機関は、数時間にわたる電気の供給を指示する場合や発電機の起動時間に時間を要する場合等、必要な場合には、ゲートクローズ前に第111条第1項の指示を行う。</p>	<p>四 本機関は、前号<u>の規定</u>により会員から通知を受けた送電可能量を踏まえ、次のアからオまでの順位により、電気の供給の指示の対象とする会員並びに当該会員が電気の供給を行う期間、量及び送電経路を決定する。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>五 本機関は、前号<u>の規定</u>により決定した電気の供給の指示の対象とする会員並びに当該会員が電気の供給を行う期間、量及び送電経路に基づき、電気の供給を指示するとともに、需給ひつ迫一般送配電事業者に電気の供給を受けることを指示する。</p> <p>2 前項<u>の規定</u>にかかわらず、本機関は、数時間にわたる電気の供給を指示する場合や発電機の起動時間に時間を要する場合等、必要な場合には、ゲートクローズ前に第111条第1項の指示を行う。</p>
(下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる場合の指示の手順)	(下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる場合の指示の手順)
<p>第114条 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 本機関は、前号により一般送配電事業者たる会員から通知を受けた受電可能量を踏まえ、次のアからオの順位により、電気の供給を受ける指示の対象とする一般送配電事業者たる会員並びに当該会員が電気の供給を受ける期間、量及び送電経路を決定する。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>五 本機関は、前号<u>で</u>決定した電気の供給を受けることの指示の対象とする一般送配電事業者たる会員並びに当該会員が電気の供給を受ける量、期間及び送電経路に基づき、電気の供給を受けることを指示するとともに、下げ代不足一般送配電事業者に電気の供給を行うことを指示する。</p> <p>2 前項にかかわらず、本機関は、数時間にわたる電気の供給を指示する場合や発電機の出力抑制に時間を要する場合等、必要な場合には、ゲートクローズ前に第111条第1項の指示を行う。</p>	<p>第114条 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 本機関は、前号<u>の規定</u>により一般送配電事業者たる会員から通知を受けた受電可能量を踏まえ、次のアからオまでの順位により、電気の供給を受ける指示の対象とする一般送配電事業者たる会員並びに当該会員が電気の供給を受ける期間、量及び送電経路を決定する。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>五 本機関は、前号<u>の規定</u>により決定した電気の供給を受けることの指示の対象とする一般送配電事業者たる会員並びに当該会員が電気の供給を受ける量、期間及び送電経路に基づき、電気の供給を受けることを指示するとともに、下げ代不足一般送配電事業者に電気の供給を行うことを指示する。</p> <p>2 前項<u>の規定</u>にかかわらず、本機関は、数時間にわたる電気の供給を指示する場合や発電機の出力抑制に時間を要する場合等、必要な場合には、ゲートクローズ前に第111条第1項の指示を行う。</p>
(本機関の指示又は要請に基づく場合の連系線の使用)	(本機関の指示又は要請に基づく場合の連系線の使用)
<p>第116条 本機関は、第111条<u>に基づく</u>指示又は要請に基づく電気の供給に必要な場合には、連系線を最大限、活用するものとする。</p> <p>2 本機関の指示又は要請に基づく電気の供給については、連系線の空容量から使用し、連系線の空容量が不足する場合には、本機関は、第152条及び第153条<u>に基づき</u>、連系線のマージン及び運用容量拡大分を使用する供給の指示又は要請を行う。ただし、本機関が第111条<u>に基づく</u>指示又は要請を行う場合において、需給ひつ迫一般送配電事業者の供給区域に隣接する連系線に、需給ひつ迫時その他の緊急的な状況において他の供給区域から連系線を介して電気を受給するために備えたマージンが設定されているときは、本機関は、連系線の空容量を使用する前に、第152条に準じて、当該マージンを使用する電気の供給の指示又は要請をすることができる。</p>	<p>第116条 本機関は、第111条<u>の規定による</u>指示又は要請に基づく電気の供給に必要な場合には、連系線を最大限、活用するものとする。</p> <p>2 本機関の指示又は要請に基づく電気の供給については、連系線の空容量から使用し、連系線の空容量が不足する場合には、本機関は、第152条及び第153条<u>の規定により</u>、連系線のマージン及び運用容量拡大分を使用する供給の指示又は要請を行う。ただし、本機関が第111条<u>の規定による</u>指示又は要請を行う場合において、需給ひつ迫一般送配電事業者の供給区域に隣接する連系線に、需給ひつ迫時その他の緊急的な状況において他の供給区域から連系線を介して電気を受給するために備えたマージンが設定されているときは、本機関は、連系線の空容量を使用する前に、第152条<u>の規定</u>に準じて、当該マージンを使用する電気の供給の指示又は要請をすることができる。</p>
(本機関の指示又は要請の一般送配電事業者への通知)	(本機関の指示又は要請の一般送配電事業者への通知)
<p>第118条 本機関は、第111条<u>に基づく</u>指示又は要請を行う場合は、本機関の指示又は要請を受ける会員その他の電気供給事業者が存する供給区域の一般送配電事業者に、事前又は事後速やかに、当該指示又は要請の内容を通知する。</p>	<p>第118条 本機関は、第111条<u>の規定による</u>指示又は要請を行う場合は、本機関の指示又は要請を受ける会員その他の電気供給事業者が存する供給区域の一般送配電事業者に、事前又は事後速やかに、当該指示又は要請の内容を通知する。</p>
(需給状況の改善が図れない場合の対応)	(需給状況の改善が図れない場合の対応)
<p>第119条 本機関は、第111条<u>に基づく</u>指示又は要請を行ってもなお需給状況の改善が図れないときは、国及び会員その他の電気供給事業者と連携し、追加的な需給対策を行う。</p>	<p>第119条 本機関は、第111条<u>の規定による</u>指示又は要請を行ってもなお需給状況の改善が図れないときは、国及び会員その他の電気供給事業者と連携し、追加的な需給対策を行う。</p>
(指示内容の報告)	(指示内容の報告)

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
第120条 本機関は、会員に対し、法第28条の44第1項に基づく指示をしたときは、同条第2項に基づき、経済産業大臣に対し、直ちに、その指示の内容その他の事項を経済産業省令で定めるところにより報告する。 (指示に係る措置を取っていない場合の報告)	第120条 本機関は、会員に対し、法第28条の44第1項の規定による指示をしたときは、同条第2項の規定により、経済産業大臣に対し、直ちに、その指示の内容その他の事項を経済産業省令で定めるところにより報告する。 (指示に係る措置を取っていない場合の報告)
第121条 本機関は、法第28条の44第1項に基づく指示を受けた会員が、正当な理由なくその指示に係る措置を取っていないと認めるときは、同条第3項に基づき、直ちに、その旨を経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣に報告する。	第121条 本機関は、法第28条の44第1項の規定による指示を受けた会員が、正当な理由なくその指示に係る措置を取っていないと認めるときは、同条第3項の規定により、直ちに、その旨を経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣に報告する。
(指示の公表)	(指示の公表)
第122条 本機関は、会員に対し、法第28条の44第1項に基づく指示を実施したときは、これを速やかに公表する。	第122条 本機関は、会員に対し、法第28条の44第1項の規定による指示を実施したときは、これを速やかに公表する。
(指示又は要請を受けた会員その他の電気供給事業者が授受する金額)	(指示又は要請を受けた会員その他の電気供給事業者が授受する金額)
第123条 本機関が第111条に基づく指示又は要請を行った場合において、当事者である会員その他の電気供給事業者が支払い、又は受領すべき金額その他に係る事項は、電気の供給に係る発電に要する費用や一般送配電事業者たる会員が定めた託送供給等約款を基に当事者間の協議により決定する。 2 前項にかかわらず、本機関の指示に基づき、一般送配電事業者たる会員の間において電力融通を行った場合は、接続対象計画差対応補給電力料金等を基に当事者間の協議により決定する。 3 本機関は、前各項に基づく協議が調わないときは、当事者いずれかの申請に基づき、第20章の規定に基づき調停する。	第123条 本機関が第111条の規定による指示又は要請を行った場合において、当事者である会員その他の電気供給事業者が支払い、又は受領すべき金額その他に係る事項は、電気の供給に係る発電に要する費用や一般送配電事業者たる会員が定めた託送供給等約款を基に当事者間の協議により決定する。 2 前項の規定にかかわらず、本機関の指示に基づき、一般送配電事業者たる会員の間において電力融通を行った場合は、接続対象計画差対応補給電力料金等を基に当事者間の協議により決定する。 3 本機関は、前各項の規定による協議が調わないときは、当事者いずれかの申請に基づき、第20章の規定により調停する。
(連系線の管理)	(連系線の管理)
第124条 本機関は、法第28条の40第8号に基づき、別表10-1の連系線の管理を行う。	第124条 本機関は、法第28条の40第1項第8号の規定により、別表10-1の連系線の管理を行う。

別表10-1 連系線

連系線	区間	対象設備
北海道本州間連系設備	北海道～東北	北海道・本州間電力連系設備 新北海道本州間連系設備
東北東京間連系線（※1）	東北～東京	相馬双葉幹線 いわき幹線
東京中部間連系設備	東京～中部	佐久間周波数変換設備 新信濃周波数変換設備 東清水周波数変換設備 飛騨信濃周波数変換設備
中部関西間連系線	中部～関西	三重東近江線
中部北陸間連系設備（※2）	中部～北陸	南福光連系所及び南福光変電所の連系設備
北陸関西間連系線（※2）	北陸～関西	越前嶺南線
関西中国間連系線（※3）	関西～中国	西播東岡山線、山崎智頭線
関西四国間連系設備	関西～四国	紀北変換所、阿南変換所間の連系設備

別表10-1 連系線

連系線	区間	対象設備
北海道本州間連系設備	北海道～東北	北海道・本州間電力連系設備 新北海道本州間連系設備
東北東京間連系線（※1）	東北～東京	相馬双葉幹線 いわき幹線
東京中部間連系設備	東京～中部	佐久間周波数変換設備 新信濃周波数変換設備 東清水周波数変換設備 飛騨信濃周波数変換設備（※4）
中部関西間連系線	中部～関西	三重東近江線
中部北陸間連系設備（※2）	中部～北陸	南福光連系所及び南福光変電所の連系設備
北陸関西間連系線（※2）	北陸～関西	越前嶺南線
関西中国間連系線（※3）	関西～中国	西播東岡山線、山崎智頭線
関西四国間連系設備	関西～四国	紀北変換所、阿南変換所間の連系設備

変更前(変更点に下線)			変更後(変更点に下線)		
中国四国間連系線	中国～四国	本四連系線	中国四国間連系線	中国～四国	本四連系線
中国九州間連系線	中国～九州	関門連系線	中国九州間連系線	中国～九州	関門連系線
(※1) 東北東京間連系線については、当該連系線を含むループ系統内のルート断故障時において、健全ルートへの回り込み潮流を考慮したフェンス潮流(以下「東北フェンス潮流」という。)により管理する。			(※1) 東北東京間連系線については、当該連系線を含むループ系統内のルート断故障時において、健全ルートへの回り込み潮流を考慮したフェンス潮流(以下「東北フェンス潮流」という。)により管理する。		
(※2) 中部北陸間連系設備および北陸関西間連系線については、各連系線による管理に加え、交流系統の故障時において、中部北陸間連系設備の停止による北陸関西間連系線への回り込み潮流を考慮し、両連系線を合わせたフェンス潮流(北陸フェンス潮流)も管理する。			(※2) 中部北陸間連系設備および北陸関西間連系線については、各連系線による管理に加え、交流系統の故障時において、中部北陸間連系設備の停止による北陸関西間連系線への回り込み潮流を考慮し、両連系線を合わせたフェンス潮流(北陸フェンス潮流)も管理する。		
(※3) 関西中国間連系線については、当該連系線を含むループ系統内のルート断故障時において、健全ルートへの回り込み潮流を考慮したフェンス潮流(以下「関中フェンス潮流」という。)により管理する。			(※3) 関西中国間連系線については、当該連系線を含むループ系統内のルート断故障時において、健全ルートへの回り込み潮流を考慮したフェンス潮流(以下「関中フェンス潮流」という。)により管理する。		
(新設)			(※4) 飛騨信濃周波数変換設備には、飛騨変換所、新信濃変電所間の連系設備を含む。		
(連系線の管理の原則)			(連系線の管理の原則)		
第125条 本機関は、連系線の管理を行うに当たっては、 <u>前日スポット</u> 取引又は1時間前取引に基づき、連系線の容量を割り当てることを原則とする。			第125条 本機関は、連系線の管理を行うに当たっては、 <u>翌日</u> 取引又は1時間前取引に基づき、連系線の容量を割り当てることを原則とする。		
(運用容量の設定)			(運用容量の設定)		
第126条 (略)			第126条 (略)		
2 本機関は、前項に基づき公表した検討条件に関し、他の供給区域からの電気の調達又は他の供給区域への電気の販売を行おうとする電気供給事業者からの要望を受けたときは、運用容量検討会において対応を審議し、必要に応じ、検討条件の見直しを行う。			2 本機関は、前項の規定により公表した検討条件に関し、他の供給区域からの電気の調達又は他の供給区域への電気の販売を行おうとする電気供給事業者からの要望を受けたときは、運用容量検討会において対応を審議し、必要に応じ、検討条件の見直しを行う。		
3～5 (略)			3～5 (略)		
(運用容量の一時的な見直し)			(運用容量の一時的な見直し)		
第127条 (略)			第127条 (略)		
2 本機関は、前項に基づき運用容量の見直しを行った場合には、遅滞なく、 <u>見直後</u> の運用容量を公表する。			2 本機関は、前項の規定により運用容量の見直しを行った場合には、遅滞なく、 <u>見直し後</u> の運用容量を公表する。		
3 (略)			3 (略)		
(マージンの見直し)			(マージンの見直し)		
第130条 (略)			第130条 (略)		
一 第127条に基づき運用容量の値を一時的に見直した場合			一 第127条の規定により運用容量の値を一時的に見直した場合		
二～四 (略)			二～四 (略)		
2 前項第1号に掲げる場合において、 <u>見直後</u> の運用容量の値がマージンの値を下回るときは、当該運用容量の値を見直後のマージンの値とする。			2 前項第1号に掲げる場合において、 <u>見直し後</u> の運用容量の値がマージンの値を下回るときは、当該運用容量の値を見直し後のマージンの値とする。		
3 本機関は、第1項に基づきマージンの値を見直した場合には、遅滞なく、 <u>見直後</u> のマージンの値その他必要な事項を公表する。			3 本機関は、第1項の規定によりマージンの値を見直した場合には、遅滞なく、 <u>見直し後</u> のマージンの値その他必要な事項を公表する。		
4 本機関は、マージンの見直しに際し、マージン検討会における追加的な検討が必要と認める場合には、前条第2項及び第3項に定める手続に準じてマージンの見直しを行い、第128条第3項に準じて見直し後のマージンを設定し、公表する。			4 本機関は、マージンの見直しに際し、マージン検討会における追加的な検討が必要と認める場合には、前条第2項及び第3項に定める手続に準じてマージンの見直しを行い、第128条第3項の規定に準じて見直し後のマージンを設定し、公表する。		
(短周期広域周波数調整)			(短周期広域周波数調整)		
第131条 (略)			第131条 (略)		
一 (略)			一 (略)		

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
<p>二 本機関は、前号を除く一般送配電事業者たる会員に対し、協力可能な短周期調整力の調整量及び時間の算出を依頼する。</p> <p>三 (略)</p> <p>四 本機関は、短周期調整力が不足又は短周期調整力が不足するおそれのある一般送配電事業者より、当日の短周期広域周波数調整の要否及び必要となる利用枠の通知を受け、前日に設定した利用枠の変更の要否を確認する。本機関は、連系線に設定した利用枠を見直す場合には、第3号<u>で</u>設定した利用枠の範囲内において、第1号から第3号に準じて行う。</p> <p>五 (略)</p>	<p>二 本機関は、前号に規定する会員を除く一般送配電事業者たる会員に対し、協力可能な短周期調整力の調整量及び時間の算出を依頼する。</p> <p>三 (略)</p> <p>四 本機関は、短周期調整力が不足又は短周期調整力が不足するおそれのある一般送配電事業者より、当日の短周期広域周波数調整の要否及び必要となる利用枠の通知を受け、前日に設定した利用枠の変更の要否を確認する。本機関は、連系線に設定した利用枠を見直す場合には、第3号の規定により設定した利用枠の範囲内において、第1号から第3号までの規定に準じて行う。</p> <p>五 (略)</p>
(長周期広域周波数調整) 第132条 (略) 一 (略) 二 本機関は、前号を除く一般送配電事業者たる会員に対し、協力可能な電力量及び時間の算出を依頼し、原則として、実需給日の前日16時までにその結果の通知を受ける。 三 本機関は、前号の通知に基づき、次のアからウに掲げる事項を考慮し、長周期広域周波数調整のための電力量及び時間を、実需給日の前日12時以降に連系線の空容量の範囲内で仮決定の上、関係する一般送配電事業者たる会員に通知する。 ア～ウ (略) 四 (略) 五 本機関は、前号の通知に基づき、原則として、ゲートクローズ後の各連系線の空容量の範囲内において、必要となる電力量及び時間を最終決定の上、関係する一般送配電事業者に通知する。	(長周期広域周波数調整) 第132条 (略) 一 (略) 二 本機関は、前号に規定する会員を除く一般送配電事業者たる会員に対し、協力可能な電力量及び時間の算出を依頼し、原則として、実需給日の前日16時までにその結果の通知を受ける。 三 本機関は、前号の通知に基づき、次のアからウまでに掲げる事項を考慮し、長周期広域周波数調整のための電力量及び時間を、実需給日の前日12時以降に連系線の空容量の範囲内で仮決定の上、関係する一般送配電事業者たる会員に通知する。 ア～ウ (略) 四 (略) 五 本機関は、前号の連絡に基づき、原則として、ゲートクローズ後の各連系線の空容量の範囲内において、必要となる電力量及び時間を最終決定の上、関係する一般送配電事業者に通知する。
(空容量の算出及び公表) 第133条 本機関は、第126条第3項又は第5項に基づき算出された運用容量の各断面において、連系線の空容量を算出し、公表する。 2 (略) 3 本機関は、運用容量、マージン又は計画潮流を変更したときは、前各項に準じて空容量を算出し、公表する。	(空容量の算出及び公表) 第133条 本機関は、第126条第3項又は第5項の規定により算出された運用容量の各断面において、連系線の空容量を算出し、公表する。 2 (略) 3 本機関は、運用容量、マージン又は計画潮流を変更したときは、前各項の規定に準じて空容量を算出し、公表する。
(連系線の計画潮流の管理) 第134条 本機関は、次の各号に定める手順により、連系線の計画潮流の管理を行う。 一 本機関は、卸電力取引所から、前日スポット取引及び1時間前取引において約定しようとする取引情報(以下「取引情報」という。)の通知を受ける。 二～五 (略)	(連系線の計画潮流の管理) 第134条 本機関は、次の各号に定める手順により、連系線の計画潮流の管理を行う。 一 本機関は、卸電力取引所から、翌日取引及び1時間前取引において約定しようとする取引情報(以下「取引情報」という。)の通知を受ける。 二～五 (略)
(混雑処理) 第143条 本機関は、前日スポット取引の取引情報に係る容量登録以降に連系線に混雑が発生するときは、計画潮流について、次の各号に掲げる手順により、混雑処理を行う。 一 (略) 二 本機関は、前号に基づき混雑処理を行った場合には、抑制された計画潮流を有する託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者並びに関連一般送配電事業者に対し、抑制した断面と抑制量を通知する。 2 前項にかかわらず、本機関は、受給日の前日12時以降に運用容量の減少に伴う混雑が発生する場合であっても、電力系統の安定性を確保することができるときは、計画潮流を有する託送供給契約者、発電契約者又は需要抑制契約者による代替供給力の調達等の調整努力が適切になされていることを	(混雑処理) 第143条 本機関は、翌日取引の取引情報に係る容量登録以降に連系線に混雑が発生するときは、計画潮流について、次の各号に掲げる手順により、混雑処理を行う。 一 (略) 二 本機関は、前号の規定により混雑処理を行った場合には、抑制された計画潮流を有する託送供給契約者、発電契約者及び需要抑制契約者並びに関連一般送配電事業者に対し、抑制した断面と抑制量を通知する。 2 前項の規定にかかわらず、本機関は、受給日の前日12時以降に運用容量の減少に伴う混雑が発生する場合であっても、電力系統の安定性を確保することができるときは、計画潮流を有する託送供給契約者、発電契約者又は需要抑制契約者による代替供給力の調達等の調整努力が適切になされていることを

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
前提に、混雑処理を行わない。 (混雑処理における抑制順位) 第143条の2 (略) 一 <u>前日スポット取引及び1時間前取引に係る計画潮流</u> 二 (略) 2 (略)	ことを前提に、混雑処理を行わない。 (混雑処理における抑制順位) 第143条の2 (略) 一 <u>翌日取引及び1時間前取引に係る計画潮流</u> 二 (略) 2 (略)
(複数の連系線において同時に混雑が発生した場合の混雑処理) 第143条の3 本機関は、混雑処理において、複数の連系線で同時に混雑が発生し、当該複数の連系線を利用する計画潮流を抑制する必要がある場合には、混雑が発生した連系線ごとに前条に基づき算出した抑制量のうち、最大値に相当する電力を当該計画潮流の抑制量とする。	(複数の連系線において同時に混雑が発生した場合の混雑処理) 第143条の3 本機関は、混雑処理において、複数の連系線で同時に混雑が発生し、当該複数の連系線を利用する計画潮流を抑制する必要がある場合には、混雑が発生した連系線ごとに前条の規定により算出した抑制量のうち、最大値に相当する電力を当該計画潮流の抑制量とする。
(緊急時の混雑処理方法) 第143条の4 本機関は、第127条に基づく運用容量の見直しにより連系線の運用容量が減少し、連系線に混雑が発生した場合において、緊急の混雑処理が必要と認めるときは、第143条の2に定める抑制順位によらずに抑制効果が大きい計画潮流を抑制することができる(以下「緊急抑制」という。)。ただし、緊急抑制後は、速やかに混雑処理を行い、緊急抑制を終了する。	(緊急時の混雑処理方法) 第143条の4 本機関は、第127条の規定による運用容量の見直しにより連系線の運用容量が減少し、連系線に混雑が発生した場合において、緊急の混雑処理が必要と認めるときは、第143条の2に定める抑制順位によらずに抑制効果が大きい計画潮流を抑制することができる(以下「緊急抑制」という。)。ただし、緊急抑制後は、速やかに混雑処理を行い、緊急抑制を終了する。
(混雑処理の対象外とする計画潮流等) 第143条の5 第143条第1項にかかわらず、本機関は、次の各号に掲げる計画潮流を混雑処理の対象としない。 一 第152条に基づく連系線のマージンを使用した供給に係る計画潮流 二 第153条に基づく連系線の運用容量拡大分を使用した供給に係る計画潮流	(混雑処理の対象外とする計画潮流等) 第143条の5 第143条第1項の規定にかかわらず、本機関は、次の各号に掲げる計画潮流を混雑処理の対象としない。 一 第152条の規定による連系線のマージンを使用した供給に係る計画潮流 二 第153条の規定による連系線の運用容量拡大分を使用した供給に係る計画潮流
(出力維持等の考慮が必要な電源等の承認) 第144条 本機関は、 <u>前日スポット取引</u> において出力維持等を考慮した約定の対象として取り扱うべき電源又は契約(これに代わる計画等を含み、以下「電源等」という。)を有する託送供給契約者、発電契約者又は一般送配電事業者たる会員(以下「電源等保有者」という。)の申請に基づき、次の各号に定める事項について審査を行い、いずれの事項にも該当すると認める場合には、当該申請に係る電源等を承認する(以下、承認された電源等を「承認電源等」といい、承認された電源等保有者を「承認電源等保有者」という。)。 一・二 (略) 2 (略)	(出力維持等の考慮が必要な電源等の承認) 第144条 本機関は、 <u>翌日取引</u> において出力維持等を考慮した約定の対象として取り扱うべき電源又は契約(これに代わる計画等を含み、以下「電源等」という。)を有する託送供給契約者、発電契約者又は一般送配電事業者たる会員(以下「電源等保有者」という。)の申請に基づき、次の各号に定める事項について審査を行い、いずれの事項にも該当すると認める場合には、当該申請に係る電源等を承認する(以下、承認された電源等を「承認電源等」といい、承認された電源等保有者を「承認電源等保有者」という。)。 一・二 (略) 2 (略)
(承認電源等の定期審査) 第147条 (略) 一 (略) 二 本機関は、前号により提出を受けた資料に基づく審査の結果、承認電源等の承認内容が適正でないと認めるときは、速やかにその承認内容の変更申請を行うことを承認電源等保有者に求める。 2 (略)	(承認電源等の定期審査) 第147条 (略) 一 (略) 二 本機関は、前号の規定により提出を受けた資料に基づく審査の結果、承認電源等の承認内容が適正でないと認めるときは、速やかにその承認内容の変更申請を行うことを承認電源等保有者に求める。 2 (略)
(需給ひつ迫又は下げ代不足時のマージンの使用) 第152条 (略) 2 (略) 3 本機関は、緊急時において、前項第1号の説明を受け、又は前項第2号の承認を行う時間がないと	(需給ひつ迫又は下げ代不足時のマージンの使用) 第152条 (略) 2 (略) 3 本機関は、緊急時において、前項第1号の説明を受け、又は前項第2号の承認を行う時間がないと

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
<p>きは、直ちに一般送配電事業者たる会員によるマージン使用を承認する。ただし、当該マージン使用の後、速やかに前項に準じてその妥当性を検証するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 マージンを使用する供給の送電経路上の供給区域における新たな需給ひつ迫又は需給ひつ迫のおそれの発生、関連一般送配電事業者からの申出等があったときは、本機関は、必要に応じて、第2項第2号によるマージン使用の承認を取り消すことができる。</p>	<p>きは、直ちに一般送配電事業者たる会員によるマージン使用を承認する。ただし、当該マージン使用の後、速やかに前項の規定に準じてその妥当性を検証するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 マージンを使用する供給の送電経路上の供給区域における新たな需給ひつ迫又は需給ひつ迫のおそれの発生、関連一般送配電事業者からの申出等があったときは、本機関は、必要に応じて、第2項第2号の規定によるマージン使用の承認を取り消すことができる。</p>
<p>(緊急時の連系線の使用)</p> <p>第153条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 本機関は、前項により運用容量拡大を承認した場合には、拡大後の緊急時運用容量と想定される信頼度低下レベルなどを公表する。</p> <p>四 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(緊急時の連系線の使用)</p> <p>第153条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 本機関は、前項の規定により運用容量拡大を承認した場合には、拡大後の緊急時運用容量と想定される信頼度低下レベルなどを公表する。</p> <p>四 (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(分析ツールの具備)</p> <p>第154条 本機関は、この章各条の業務を行うため、系統安定度シミュレーションその他の分析ツール等を備える。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(分析ツールの具備)</p> <p>第154条 本機関は、この章に定める業務を行うため、系統安定度シミュレーションその他の分析ツール等を備える。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(作業停止計画の調整の実施)</p> <p>第156条 本機関は、法第28条の40第8号に基づき、広域連系系統及び連系線の運用容量に影響を与える電力設備（以下「広域連系系統等」という。）の点検や修繕等の作業を実施するための電力設備の停止に関する計画（別表11-1に示す種別のものをいう。以下「作業停止計画」という。）の取りまとめを行う。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(作業停止計画の調整の実施)</p> <p>第156条 本機関は、法第28条の40第1項第8号の規定により、広域連系系統及び連系線の運用容量に影響を与える電力設備（以下「広域連系系統等」という。）の点検や修繕等の作業を実施するための電力設備の停止に関する計画（別表11-1に示す種別のものをいう。以下「作業停止計画」という。）の取りまとめを行う。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(作業停止計画の原案の取得、共有)</p> <p>第157条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、第1項に基づき作業停止計画の原案を受け取ったときは、広域連系系統等の作業停止計画を取りまとめ、別表11-2で定める期日までに、会員その他の関係する電気供給事業者その他作業停止計画提出者（ただし、個々の電源の運転状況や需要者の電力使用状況が推測可能な電力設備の作業停止計画については、当該作業停止計画の提出者及び発電設備の保有者に限る。）と共有する。</p>	<p>(作業停止計画の原案の取得、共有)</p> <p>第157条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、第1項の規定により作業停止計画の原案を受け取ったときは、広域連系系統等の作業停止計画を取りまとめ、別表11-2で定める期日までに、会員その他の関係する電気供給事業者その他作業停止計画提出者（ただし、個々の電源の運転状況や需要者の電力使用状況が推測可能な電力設備の作業停止計画については、当該作業停止計画の提出者及び発電設備の保有者に限る。）と共有する。</p>
<p>(作業停止計画の原案の調整)</p> <p>第158条 本機関は、前条第1項により提出された作業停止計画の原案のうち、広域調整対象作業停止計画について、作業停止計画提出者との間で作業停止時期及び作業停止期間等の調整を行う。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(作業停止計画の原案の調整)</p> <p>第158条 本機関は、前条第1項の規定により提出された作業停止計画の原案のうち、広域調整対象作業停止計画について、作業停止計画提出者との間で作業停止時期及び作業停止期間等の調整を行う。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(作業停止計画の調整案の提出、共有)</p> <p>第159条 本機関は、第157条第1項に準じて、原案に対して調整された作業停止計画の調整案の提出を受ける。</p>	<p>(作業停止計画の調整案の提出、共有)</p> <p>第159条 本機関は、第157条第1項の規定に準じて、原案に対して調整された作業停止計画の調整案の提出を受ける。</p>

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
<p>2 本機関は、第157条第2項に準じ、発電計画提出者から提出された作業停止計画の調整案について、一般送配電事業者たる会員に送付する。</p> <p>3 本機関は、作業停止計画の調整案の提出を受けた場合は、第157条第3項に準じて、広域連系系統等の作業停止計画の調整案を取りまとめ、次条の再調整の申出の期日とともに会員その他の関係する電気供給事業者その他作業停止計画提出者と共有する。この際、連系線の運用容量が増加又は減少するときは、その情報も併せて共有する。</p>	<p>2 本機関は、第157条第2項の規定に準じて、発電計画提出者から提出された作業停止計画の調整案について、一般送配電事業者たる会員に送付する。</p> <p>3 本機関は、作業停止計画の調整案の提出を受けた場合は、第157条第3項の規定に準じて、広域連系系統等の作業停止計画の調整案を取りまとめ、次条の再調整の申出の期日とともに会員その他の関係する電気供給事業者その他作業停止計画提出者と共有する。この際、連系線の運用容量が増加又は減少するときは、その情報も併せて共有する。</p>
(作業停止計画の調整) 第160条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、発電計画提出者から、前条第3項に基づき共有された広域連系系統等の作業停止計画の調整案に対して、本機関による作業停止計画の再調整の申出を受け付ける。 2 (略)	(作業停止計画の調整) 第160条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、発電計画提出者から、前条第3項の規定により共有された広域連系系統等の作業停止計画の調整案に対して、本機関による作業停止計画の再調整の申出を受け付ける。 2 (略)
(作業停止計画の最終案の提出、承認) 第161条 本機関は、第157条第1項に準じて、調整案に対して最終調整された作業停止計画の最終案の提出を受ける。 2 本機関は、第157条第1項に準じ、発電計画提出者から提出された電力設備の作業停止計画の最終案について、一般送配電事業者たる会員に送付する。 3 (略)	(作業停止計画の最終案の提出、承認) 第161条 本機関は、第157条第1項の規定に準じて、調整案に対して最終調整された作業停止計画の最終案の提出を受ける。 2 本機関は、第157条第1項の規定に準じて、発電計画提出者から提出された電力設備の作業停止計画の最終案について、一般送配電事業者たる会員に送付する。 3 (略)
(作業停止計画の共有等) 第162条 本機関は、前条第3項に基づき、承認した広域連系系統等の作業停止計画を一般送配電事業者たる会員に送付する。 2 本機関は、広域連系系統等の作業停止計画について、第157条第3項に準じて、会員その他の関係する電気供給事業者その他作業停止計画提出者と共有する。この際、連系線の運用容量が増加又は減少するときは、その情報も併せて共有する。	(作業停止計画の共有等) 第162条 本機関は、前条第3項の規定により承認した広域連系系統等の作業停止計画を一般送配電事業者たる会員に送付する。 2 本機関は、広域連系系統等の作業停止計画について、第157条第3項の規定に準じて、会員その他の関係する電気供給事業者その他作業停止計画提出者と共有する。この際、連系線の運用容量が増加又は減少するときは、その情報も併せて共有する。
(作業停止計画の変更) 第166条 (略) 2 本機関は、前項により作業停止変更計画を受け取ったときは、第158条に準じて調整を行い、必要に応じて作業停止変更計画の見直しを求める。 3 本機関は、前項の調整後、第161条第3項に準じて作業停止変更計画を承認し、一般送配電事業者たる会員に送付する。 4 本機関は、広域連系系統等の作業停止変更計画について、第162条第2項に準じて、共有する。	(作業停止計画の変更) 第166条 (略) 2 本機関は、前項の規定により作業停止変更計画を受け取ったときは、第158条の規定に準じて調整を行い、必要に応じて作業停止変更計画の見直しを求める。 3 本機関は、前項の調整後、第161条第3項の規定に準じて作業停止変更計画を承認し、一般送配電事業者たる会員に送付する。 4 本機関は、広域連系系統等の作業停止変更計画について、第162条第2項の規定に準じて、共有する。
(系統情報の公表) 第168条 本機関は、法第28条の40第8号及び系統情報ガイドラインに基づき、広域連系系統の利用に資する情報を公表する。 2 前項により公表する情報の項目のほか、国の政策方針又は審議会等における審議の結果を考慮の上、本機関が必要と認める項目及び当該情報の公表時期等は、本機関の理事会において定め、その結果を公表する。 3 (略)	(系統情報の公表) 第168条 本機関は、法第28条の40第1項第8号の規定及び系統情報ガイドラインに基づき、広域連系系統の利用に資する情報を公表する。 2 前項の規定により公表する情報の項目のほか、国の政策方針又は審議会等における審議の結果を考慮の上、本機関が必要と認める項目及び当該情報の公表時期等は、本機関の理事会において定め、その結果を公表する。 3 (略)
(需要者スイッチング支援) 第169条 本機関は、法第28条の40第8号に基づき、需要者に電気を供給する事業者の変更(以	(需要者スイッチング支援) 第169条 本機関は、法第28条の40第1項第8号の規定により、需要者に電気を供給する事業者

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
<p>下「スイッチング」という。)を円滑に行うため、需要者に関する必要な情報を取得その他スイッチングの支援のための機能を有した情報処理システム(以下「スイッチング支援システム」という。)を運用し、小売電気事業者たる会員に提供する。また、本機関は、需要抑制契約者の業務を支援するため、スイッチング支援システムの一部を需要抑制契約者に提供する。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(緊急災害対応)</p> <p>第173条 本機関は、大規模な天災地変その他これに準ずる事由(以下「大規模災害」という。)により、電力設備に重大な被害が発生した場合等の緊急時において、会員が協調して復旧等に取り組むことができるよう、法第28条の40第9号に基づき、必要な対応を行う。</p>	<p>の変更(以下「スイッチング」という。)を円滑に行うため、需要者に関する必要な情報を取得その他スイッチングの支援のための機能を有した情報処理システム(以下「スイッチング支援システム」という。)を運用し、小売電気事業者たる会員に提供する。また、本機関は、需要抑制契約者の業務を支援するため、スイッチング支援システムの一部を需要抑制契約者に提供する。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(緊急災害対応)</p> <p>第173条 本機関は、大規模な天災地変その他これに準ずる事由(以下「大規模災害」という。)により、電力設備に重大な被害が発生した場合等の緊急時において、会員が協調して復旧等に取り組むことができるよう、法第28条の40第1項9号の規定により、必要な対応を行う。</p>
<p>(平常時の対応)</p> <p>第174条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、大規模災害が発生したとき及び次条第2項による態勢の発令が行われたときに、役職員等に対して、直ちにその旨を通知する仕組みを構築する。</p> <p>4 (略)</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 前各号の他、本機関が必要と認める事項</p> <p>5～6 (略)</p>	<p>(平常時の対応)</p> <p>第174条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、大規模災害が発生したとき及び次条第2項の規定による態勢の発令が行われたときは、役職員等に対して、直ちにその旨を通知する仕組みを構築する。</p> <p>4 (略)</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、本機関が必要と認める事項</p> <p>5～6 (略)</p>
<p>(災害時連携計画の検討)</p> <p>第176条の2 本機関は、法第33条の2第3項に基づき、災害時連携計画(法第33条の2第1項に基づき一般送配電事業者たる会員が経済産業大臣に届け出なければならない災害時連携計画をいう。以下同じ。)の検討の業務を行う。</p>	<p>(災害時連携計画の検討)</p> <p>第176条の2 本機関は、法第33条の2第3項の規定により、災害時連携計画(法第33条の2第1項に基づき一般送配電事業者たる会員が経済産業大臣に届け出なければならない災害時連携計画をいう。以下同じ。)の検討の業務を行う。</p>
<p>(災害時連携計画の検討等)</p> <p>第176条の4 本機関は、一般送配電事業者たる会員から災害時連携計画の提出を受けたときは、法第33条の2第3項に基づき、本機関の業務の実施を通じて得られた知見に照らして、検討を行う。この場合、本機関は、必要に応じ、災害時連携計画を提出した一般送配電事業者たる会員に対して、その根拠及び考え方を聴取することができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(災害時連携計画の検討等)</p> <p>第176条の4 本機関は、一般送配電事業者たる会員から災害時連携計画の提出を受けたときは、法第33条の2第3項の規定により、本機関の業務の実施を通じて得られた知見に照らして、検討を行う。この場合、本機関は、必要に応じ、災害時連携計画を提出した一般送配電事業者たる会員に対して、その根拠及び考え方を聴取することができる。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(災害時連携計画の変更)</p> <p>第176条の6 (略)</p> <p>2 本機関は、前項により会員から変更した災害時連携計画の変更した事項を受け取ったときは、第176条の4に準じ、検討を行い、意見があるときは当該意見を付して、速やかに、経済産業大臣に送付する。</p>	<p>(災害時連携計画の変更)</p> <p>第176条の6 (略)</p> <p>2 本機関は、前項の規定により会員から変更した災害時連携計画の変更した事項を受け取ったときは、第176条の4の規定に準じて、検討を行い、意見があるときは当該意見を付して、速やかに、経済産業大臣に送付する。</p>
(新設)	第3節 災害等復旧費用の相互扶助
(新設)	<p>(災害等復旧費用の交付業務)</p> <p>第176条の7 本機関は、法第28条の40第2項の規定により、電気工作物の災害その他の事由による被害からの復旧に関する費用の一部に充てるための交付金(以下「災害等扶助交付金」という。)を交付する業務を行う。</p>
(新設)	<p>(毎事業年度の災害等扶助拠出金の総額と積立基準額の設定)</p> <p>第176条の8 本機関は、毎年発生する蓋然性が高い通常規模の災害への対応分に加え、数年に一度</p>

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
	<p><u>発生する大規模な災害に対応するための積立分を考慮して毎事業年度の災害等扶助拠出金の総額を定める。</u></p> <p>2 <u>災害等扶助拠出金の過度な積み立てを回避するため、災害等扶助拠出金の積立額に基準(以下「積立基準額」という。)を定める。</u></p> <p>3 <u>前2項に規定する災害等扶助拠出金の総額及び積立基準額は、原則として5年ごとに見直す。ただし、大幅な積立不足が生じる場合など、見直しを行う必要が生じた場合には、この限りでない。</u></p>
(新設)	<p><u>(災害等扶助拠出金の積立)</u></p> <p><u>第176条の9 本機関は、災害等扶助交付金の交付に充てるため、毎年度、一般送配電事業者たる会員から拠出される災害等扶助拠出金を積み立てる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、前年度末の積立残高の金額が積立基準額を超える場合には、当該年度において、本機関は一般送配電事業者たる会員に対して災害等扶助拠出金の拠出を求める。</u></p>
(新設)	<p><u>(災害等扶助交付金の交付対象者)</u></p> <p><u>第176条の10 災害等扶助交付金の交付対象者は、一般送配電事業者及び送電事業者たる会員とする。</u></p>
(新設)	<p><u>(災害等扶助交付金の交付対象災害等)</u></p> <p><u>第176条の11 本機関は、災害等扶助交付金の交付対象となる災害その他の事由の具体的な基準について、第176条の15に規定する運用要領に定める。</u></p>
(新設)	<p><u>(災害等扶助交付金の交付対象費用)</u></p> <p><u>第176条の12 災害等扶助交付金は、停電を早期に解消するための仮復旧等に係る費用を交付対象費用とする。</u></p> <p>2 <u>本機関は、前項の災害等扶助交付金の交付対象費用の具体的な項目について、第176条の15に規定する運用要領に定める。</u></p>
(新設)	<p><u>(災害等扶助交付金の金額の決定)</u></p> <p><u>第176条の13 本機関は、交付対象者より災害等扶助交付金の申請があった場合には、第176条の15に規定する運用要領で定める基準により申請内容を精査する。</u></p> <p>2 <u>本機関は、前項の精査を踏まえ、交付対象費用と認められる金額から、1割の自己負担分を控除して災害等扶助交付金の金額を決定し、当該申請をした交付対象者に通知する。</u></p>
(新設)	<p><u>(災害等扶助交付金の交付)</u></p> <p><u>第176条の14 本機関は、前条第2項の規定により通知した金額を当該申請をした交付対象者に交付する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、本機関は、ある事業年度に交付する災害等扶助交付金の金額が災害等扶助拠出金の積立残高を超える場合においては、当該超える金額は、翌事業年度以降に納付される災害等扶助拠出金をもって、翌事業年度以降に交付対象者に交付する。</u></p>
(新設)	<p><u>(災害等復旧費用の相互扶助に関する運用要領の策定)</u></p> <p><u>第176条の15 本機関は、災害等扶助交付金の交付対象となる災害その他の事由の具体的な基準及び交付対象費用の具体的な項目並びに災害等復旧費用の相互扶助の運用に関する手続、提出資料、その他円滑に運用するために必要となる事項を定めた運用要領を策定し、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。</u></p>
(送配電等業務指針の策定及び変更) 第177条 本機関は、法第28条の40第3号に基づき、送配電等業務指針を策定し、経済産業大臣	<p><u>(送配電等業務指針の策定及び変更)</u></p> <p><u>第177条 本機関は、法第28条の40第1項第3号の規定により、送配電等業務指針を策定し、経</u></p>

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
<p>の認可を受ける。</p> <p>2 本機関が、送配電等業務指針を変更しようとするときは、法第28条の46第1項に基づき、経済産業大臣の認可を受ける。ただし、同項に規定する経済産業省令で定める軽微な事項に係るものに該当する変更については、同条第4項に基づき、経済産業大臣へ届出を行う。</p> <p>3 本機関は、前各項により送配電等業務指針を策定し、又は変更したときは、これを速やかに公表する。</p>	<p>済産業大臣の認可を受ける。</p> <p>2 本機関が、送配電等業務指針を変更しようとするときは、法第28条の46第1項の規定により、経済産業大臣の認可を受ける。ただし、同項に規定する経済産業省令で定める軽微な事項に係るものに該当する変更については、同条第4項の規定により、経済産業大臣へ届出を行う。</p> <p>3 本機関は、前各項の規定により送配電等業務指針を策定し、又は変更したときは、これを速やかに公表する。</p>
<p>(指導・勧告の実施)</p> <p>第179条 本機関は、電気供給事業者が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、法第28条の40第6号に基づき、当該電気供給事業者に対する指導又は勧告を行う。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 第126条から第130条までの規定に基づく運用容量又はマージンの設定において、一般送配電事業者又は送電事業者たる会員が、正当な理由なく、協議又は必要なデータの提出に応じないとき</p> <p>五 (略)</p> <p>六 第5章第1節の容量市場の運営業務において、電気供給事業者が第32条の41に規定するペナルティに従わないとき</p> <p>七 本規程に基づく要請又は調整に正当な理由なく応じないとき</p> <p>八 (略)</p> <p>九 前各号の他、理事会が必要と認めるとき</p> <p>2 (略)</p>	<p>(指導・勧告の実施)</p> <p>第179条 本機関は、電気供給事業者が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、法第28条の40第1項第6号の規定により、当該電気供給事業者に対する指導又は勧告を行う。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 第126条から第130条までの規定による運用容量又はマージンの設定において、一般送配電事業者又は送電事業者たる会員が、正当な理由なく、協議又は必要なデータの提出に応じないとき</p> <p>五 (略)</p> <p>六 第5章第1節の容量市場の運営業務において、電気供給事業者が第32条の41の規定によるペナルティに従わないとき</p> <p>七 本規程に定める要請又は調整に正当な理由なく応じないとき</p> <p>八 (略)</p> <p>九 前各号に掲げるもののほか、理事会が必要と認めるとき</p> <p>2 (略)</p>
<p>(年次報告書)</p> <p>第181条 本機関は、本機関の収集した情報（第183条に基づく調査及び研究の結果を含む。）及び会員から提供される情報に分析を加え、次の各号に掲げる事項について、年1回、報告書として取りまとめ、公表する。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 次条に基づく各供給区域の予備力及び調整力の適切な水準等の評価及び検証並びに必要に応じた見直しの内容</p>	<p>(年次報告書)</p> <p>第181条 本機関は、本機関の収集した情報（第183条に規定する調査及び研究の結果を含む。）及び会員から提供される情報に分析を加え、次の各号に掲げる事項について、年1回、報告書として取りまとめ、公表する。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 次条の規定による各供給区域の予備力及び調整力の適切な水準等の評価及び検証並びに必要に応じた見直しの内容</p>
<p>(苦情及び相談対応)</p> <p>第184条 本機関は、法第28条の40第7号に基づき、電気供給事業者から、送配電等業務に関する苦情の申出を受けたときは、必要な対応を速やかに行う。</p> <p>2 本機関は、法第28条の40第8号に基づき、電気供給事業者から、送配電等業務に関する相談を受けたときは、当該電気供給事業者への回答を含む必要な対応を速やかに行う。</p> <p>3 本機関は、電気供給事業者等から、本機関の業務に関する苦情又は相談を受けたときは、前各項に準じて取り扱う。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(苦情及び相談対応)</p> <p>第184条 本機関は、法第28条の40第1項第7号の規定により、電気供給事業者から、送配電等業務に関する苦情の申出を受けたときは、必要な対応を速やかに行う。</p> <p>2 本機関は、法第28条の40第1項第8号の規定により、電気供給事業者から、送配電等業務に関する相談を受けたときは、当該電気供給事業者への回答を含む必要な対応を速やかに行う。</p> <p>3 本機関は、電気供給事業者等から、本機関の業務に関する苦情又は相談を受けたときは、前各項の規定に準じて取り扱う。</p> <p>4・5 (略)</p>
<p>(紛争解決)</p> <p>第186条 本機関は、法第28条の40第7号に基づき、送配電等業務に関する電気供給事業者間の紛争を解決するため、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）に基づき、和解の仲介（あっせん・調停）の業務を行う。</p>	<p>(紛争解決)</p> <p>第186条 本機関は、法第28条の40第1項第7号の規定により、送配電等業務に関する電気供給事業者間の紛争を解決するため、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）に基づき、和解の仲介（あっせん・調停）の業務を行う。</p>
<p>(時期又は期限の暫定的な変更)</p> <p>第189条 (略)</p>	<p>(時期又は期限の暫定的な変更)</p> <p>第189条 (略)</p>

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
2 本機関は、前項により時期又は期限を変更したときは、当該変更した事実及びその理由を総会に報告する。 (報告又は資料の提出) 第190条 本規程において、本機関が会員に対して提出を求める報告又は資料は、各条に規定するものを除き、法第28条の42に基づくものとする。 (全国のインバランス集計) 第190条の2 (略) 2 本機関は、前項により提出を受けたインバランスの量を、原則として算定期間の翌々月の第5営業日までに、全国のインバランス量として集計し、当該集計結果を卸電力取引所に通知する。	2 本機関は、前項の規定により時期又は期限を変更したときは、当該変更した事実及びその理由を総会に報告する。 (報告又は資料の提出) 第190条 本規程において、本機関が会員に対して報告又は資料の提出を求める場合には、本規程で別に定めるものを除き、法第28条の42の規定によるものとする。 (全国のインバランス集計) 第190条の2 (略) 2 本機関は、前項の規定により提出を受けたインバランスの量を、原則として算定期間の翌々月の第5営業日までに、全国のインバランス量として集計し、当該集計結果を卸電力取引所に通知する。
附則(平成27年4月28日) (計画書等の受付開始) 第4条 本機関は、本規程第67条の2に基づく計画書等の受付を、本規程の認可を受けた日の翌日から開始する。	附則(平成27年4月28日) (計画書等の受付開始) 第4条 本機関は、本規程第67条の2の規定による計画書等の受付を、本規程の認可を受けた日の翌日から開始する。
附則(平成28年7月11日) (連系線希望計画の提出を希望する者の募集) 第3条 第134条第3項は、広域系統整備委員会の検討を踏まえた広域系統整備計画に基づき連系線の空容量が増加する場合に限り適用するものとする。	附則(平成28年7月11日) (連系線希望計画の提出を希望する者の募集) 第3条 第134条第3項の規定は、広域系統整備委員会の検討を踏まえた広域系統整備計画に基づき連系線の空容量が増加する場合に限り適用するものとする。
附則(平成28年4月1日) (リプレース案件系統連系募集プロセスの適用) 第2条 本規程の第7章第4節は、費用負担ガイドラインの公表日(平成27年11月6日)以降に発電設備等の廃止に係る供給計画の届出を行った案件について、適用する。	附則(平成28年4月1日) 第2条 削除
附則(平成29年9月6日) (施行期日) 第1条 (略) 2 前項にかかわらず、第2条(第2項第38号を除く。)、第17条、第107条(第1項本文、同項第3号及び第4号を除く。)、第123条の2、第125条、第126条、第128条から第130条まで、第133条から第153条(第3項を除く。)まで、第160条、第168条及び第179条(第1項第1号から第3号まで、第5号から第8号まで及び第2項を除く。)並びに附則第3条から第9条までの規定は、本機関の理事会の議決により定めた平成30年4月1日から1年以内の日(ただし、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。)から施行する。 3 (略) (経過措置計画の承継) 第6条 (略) 2 本機関は、前項に基づき供給先事業者に経過措置計画を承継させた場合には、当該経過措置計画の承継が確認できた時点をもって、承継された供給先事業者の経過措置計画の時刻登録を行う。 (経過措置計画の確認) 第9条 (略) 一～三 (略)	附則(平成29年9月6日) (施行期日) 第1条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、第2条(第2項第38号を除く。)、第17条、第107条(第1項本文、同項第3号及び第4号を除く。)、第123条の2、第125条、第126条、第128条から第130条まで、第133条から第153条(第3項を除く。)まで、第160条、第168条及び第179条(第1項第1号から第3号まで、第5号から第8号まで及び第2項を除く。)並びに附則第3条から第9条までの規定は、本機関の理事会の議決により定めた平成30年4月1日から1年以内の日(ただし、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。)から施行する。 3 (略) (経過措置計画の承継) 第6条 (略) 2 本機関は、前項の規定により供給先事業者に経過措置計画を承継させた場合には、当該経過措置計画の承継が確認できた時点をもって、承継された供給先事業者の経過措置計画の時刻登録を行う。 (経過措置計画の確認) 第9条 (略) 一～三 (略)

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
<p>四 本機関は、前各号により、経過措置の利用状況が妥当でないと認める場合には、当該経過措置対象者に対して、将来の経過措置計画又は入札内容を見直すことを求める。</p> <p>五 本機関は、経過措置対象者に対し、第179条第1項に基づく指導又は勧告を行った場合は、卸電力取引所にその旨を通知する。経過措置対象者が当該指導又は勧告に従い、経過措置の利用状況が妥当であると認めた場合も同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 本機関は、前各号により供給先未定発電事業者等の経過措置計画が妥当でないと認める場合又は供給先未定発電事業者等が供給先事業者を確保できなかった場合において、本機関が必要と認めるときは、当該供給先未定発電事業者等に対して、将来の経過措置計画を見直すことを求める。</p>	<p>四 本機関は、前各号の規定により、経過措置の利用状況が妥当でないと認める場合には、当該経過措置対象者に対して、将来の経過措置計画又は入札内容を見直すことを求める。</p> <p>五 本機関は、経過措置対象者に対し、第179条第1項の規定による指導又は勧告を行った場合は、卸電力取引所にその旨を通知する。経過措置対象者が当該指導又は勧告に従い、経過措置の利用状況が妥当であると認めた場合も同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 本機関は、前各号の規定により供給先未定発電事業者等の経過措置計画が妥当でないと認める場合又は供給先未定発電事業者等が供給先事業者を確保できなかった場合において、本機関が必要と認めるときは、当該供給先未定発電事業者等に対して、将来の経過措置計画を見直すことを求める。</p>
<p>附則(令和元年7月1日)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 前項にかかわらず、第32条の2から第32条の46、第35条及び第179条並びに附則第3条は、2019年7月1日から2021年3月31日の範囲内において本機関の理事会の議決により定める日(ただし、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。)から施行する。</p>	<p>附則(令和元年7月1日)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第32条の2から第32条の46、第35条及び第179条並びに附則第3条の規定は、2019年7月1日から2021年3月31日の範囲内において本機関の理事会の議決により定める日(ただし、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。)から施行する。</p>
<p>附則(令和2年3月30日)</p> <p>(特定負担計画の管理)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、前項に基づき審査を行った結果、受け付けた申請の内容が適切と認められた場合は、値差精算権利を申請者に付与するとともに、その旨を通知する。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 本機関は、附則第4条に定めるところにより特定負担計画が特定負担による値差精算の対象となるか否かの判定(以下「特定負担可否判定」という。)を行い、当該判定結果にしたがい特定負担による値差精算の対象を定めるとともに、管理する。</p> <p>6 (略)</p> <p>(特定負担計画の更新)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、送配電等業務指針に定める特定負担計画の更新期限までに特定負担更新計画が提出されなかった場合には、前条第4項で登録した値を30分単位の値に変換して更新する。</p>	<p>附則(令和2年3月30日)</p> <p>(特定負担計画の管理)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、前項の規定により審査を行った結果、受け付けた申請の内容が適切と認められた場合は、値差精算権利を申請者に付与するとともに、その旨を通知する。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 本機関は、附則第4条の規定により特定負担計画が特定負担による値差精算の対象となるか否かの判定(以下「特定負担可否判定」という。)を行い、当該判定結果にしたがい特定負担による値差精算の対象を定めるとともに、管理する。</p> <p>6 (略)</p> <p>(特定負担計画の更新)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、送配電等業務指針に定める特定負担計画の更新期限までに特定負担更新計画が提出されなかった場合には、前条第4項の規定により登録した値を30分単位の値に変換して更新する。</p>
<p>(経過措置可否判定及び特定負担可否判定)</p> <p>第4条 本機関は、経過措置及び特定負担による値差精算の対象日の前々日15時時点において、経過措置可否判定及び特定負担可否判定(以下「経過措置可否判定等」という。)を行う。ただし、経過措置及び特定負担による値差精算の対象日の前々日15時以降、前日スポット取引が開始されるまでの間に空容量が変更となった場合には、都度、経過措置可否判定等を行う。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、経過措置可否判定等において、次の各号のいずれかの判定結果の場合に応じて、当該そ</p>	<p>(経過措置可否判定及び特定負担可否判定)</p> <p>第4条 本機関は、経過措置及び特定負担による値差精算の対象日の前々日15時時点において、経過措置可否判定及び特定負担可否判定(以下「経過措置可否判定等」という。)を行う。ただし、経過措置及び特定負担による値差精算の対象日の前々日15時以降、翌日取引が開始されるまでの間に空容量が変更となった場合には、都度、経過措置可否判定等を行う。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、経過措置可否判定等において、次の各号のいずれかの判定結果の場合に応じて、当該そ</p>

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
<p>それぞれ各号に定めるものを経過措置及び特定負担による値差精算の対象として定める。ただし、各連系線に係る第2号において減少した経過措置計画の値と特定負担計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値から前項において通知を受けた減少後の間接送電権発行量の値を減じた値を超過する場合は、当該特定負担計画の値を減少し、当該減少後の値に更新した特定負担計画を特定負担による値差精算の対象として定める。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(減少処理)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 本機関は、前条第3項ただし書きの場合には、当該各連系線に係る経過措置計画の値と特定負担計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値まで特定負担計画の値を減少する。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(特定負担計画の確認)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 本機関は、前各号により、特定負担による値差精算の利用状況が妥当でないと認める場合には、当該特定負担計画対象者に対して、将来の特定負担計画又は入札内容を見直すことを求める。</p> <p>五 本機関は、特定負担による値差精算の利用状況が妥当でないことを理由に特定負担計画対象者に対し、第179条第1項に基づく指導又は勧告を行った場合は、卸電力取引所にその旨を通知する。特定負担計画対象者が当該指導又は勧告に従い、特定負担計画対象者が適切な対応を行ったと認めた場合も同様とする。</p> <p>(経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>一 送配電等業務指針第15条の4第1項第1号アからエのいずれかに該当する期待容量が1,000キロワット以上の電源</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>それぞれ各号に定めるものを経過措置及び特定負担による値差精算の対象として定める。ただし、各連系線に係る第2号の規定により減少した経過措置計画の値と特定負担計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値から前項の規定により通知を受けた減少後の間接送電権発行量の値を減じた値を超過する場合は、当該特定負担計画の値を減少し、当該減少後の値に更新した特定負担計画を特定負担による値差精算の対象として定める。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(減少処理)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 本機関は、前条第3項ただし書きの場合には、当該各連系線に係る経過措置計画の値と特定負担計画の値の合計値が当該各連系線の空容量の値まで特定負担計画の値を減少する。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(特定負担計画の確認)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 本機関は、前各号の規定により、特定負担による値差精算の利用状況が妥当でないと認める場合には、当該特定負担計画対象者に対して、将来の特定負担計画又は入札内容を見直すことを求める。</p> <p>五 本機関は、特定負担による値差精算の利用状況が妥当でないことを理由に特定負担計画対象者に対し、第179条第1項の規定による指導又は勧告を行った場合は、卸電力取引所にその旨を通知する。特定負担計画対象者が当該指導又は勧告に従い、特定負担計画対象者が適切な対応を行ったと認めた場合も同様とする。</p> <p>(経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>一 送配電等業務指針第15条の4第1項第1号アからエまでのいずれかに該当する期待容量が1,000キロワット以上の電源</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>附則(令和2年7月8日)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 前項にかかわらず、第72条、第74条の2、第75条から第89条まで、第94条、第96条、第97条及び附則(平成27年4月28日)第3条の規定は、令和2年10月1日、経済産業大臣の認可を受けた日又は全ての一般送配電事業者による電源接続案件一括検討プロセスの導入に関する託送供給等約款の変更の効力が生じた日のいずれか遅い日から施行する。</p> <p>3 第1項にかかわらず、第2条、第107条、第133条の3の規定は、令和3年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</p>	<p>附則(令和2年7月8日)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第72条、第74条の2、第75条から第89条まで、第94条、第96条、第97条及び附則(平成27年4月28日)第3条の規定は、令和2年10月1日、経済産業大臣の認可を受けた日又は全ての一般送配電事業者による電源接続案件一括検討プロセスの導入に関する託送供給等約款の変更の効力が生じた日のいずれか遅い日から施行する。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、第2条、第107条及び第133条の3の規定は、令和3年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</p>
(新設)	<p>附則(令和 年 月 日)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 本規程は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。</p>

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
	<p><u>(強靭かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律に係る業務に関する準備行為)</u></p> <p><u>第2条 本機関は、強靭かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和2年法律第49号）の施行日前においても、同法第3条の規定による改正後の再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）の規定により本機関が行う業務の実施に必要な役職員の確保、業務設計、システム開発その他の準備行為を行うものとする。</u></p>
	<p><u>(リプレース案件系統連系募集プロセスに関する経過措置)</u></p> <p><u>第3条 この業務規程の施行の際現にリプレース該当性判断を行っている案件については、既にリプレースに該当するか否かを判断した案件を除き、当該案件をリプレース発電設備等の所在する供給区域の一般送配電事業者たる会員に通知する。</u></p> <p><u>2 この業務規程の施行の際現にリプレース案件系統連系募集プロセスを開始している案件については、改正後の業務規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u></p>
	<p><u>(災害等扶助拠出金の算定)</u></p> <p><u>第4条 第176条の8第1項に規定する一般送配電事業者たる会員が拠出する災害等扶助拠出金の金額及び積立基準額は、令和7年度までの間、国から通知を受けた額を踏まえ算定する。</u></p>